

学校危機管理マニュアル



令和7年度
宇部市立藤山小学校

目 次

I 学校における危機管理	1
1 目的	
2 対象	
3 学校・教員の安全配慮義務	
4 推進組織	
5 留意点	
II 3段階の基本対応	2
1 未然防止（平常時）の対応	2
□ 安全管理の点検項目	3
□ 校舎の安全確保	5
□ 小学校における保健衛生	6
2 緊急時の初動・初期対応	7
□ 緊急時の基本的対応と校内組織等	8
・ポイント1 事案発生時の基本的対応	
・ポイント2 緊急時の校内組織	
・ポイント3 迅速・確実な連絡体制	
・ポイント4 連絡すべき事項の文例等	
・ポイント5 関係保護者への迅速な対応	
□ 緊急連絡体制	11
□ 緊急時における学校の登下校対応等の留意点	12
3 緊急時の中・長期対応	14
□ 個別事案への対処（不審者対応）	14
◆交通重大事故への対応	15
◆火災発生時の対応	16
◆地震（津波、土砂災害）発生時の対応	17
◆台風等暴風発生時の対応	18
◆風水害、土砂災害発生時の対応	19
◆落雷被害防止の対応	20
◆インフルエンザ（及びかぜ）対応校内体制組織図	21
◆感染症・食中毒等（疑い）事故発生時の措置	22
◆アレルギー緊急時対応マニュアル	23
◆症状のチェック	24
◆感染症・食中毒等（疑い）事故発生時の対応	25
◆児童の所在が不明になった時の対応	26
◆弾道ミサイルJアラート受信時の対応	27
◆熱中症対策マニュアル	28~37
□ 救急救命体制	38
◆救急連絡体制	39
◆救急時記録表	40
□ 報道機関への対応	41
◆記者会見の開催	
□ 事後評価と学校再開の準備	42
◆児童と保護者の心のケア	
III その他	44
○緊急時(大規模災害被災等)の引き渡しマニュアル	44
○校地内での車両通行の動線及び注意点	48
○屋外活動時のきまり及び通信手段	49
○緊急時の市教委連絡先	50
○各種報告書等様式	51

I 学校における危機管理

1 目的

- (1) 児童及び教職員の安全を確保するとともに、施設等を守る。
- (2) 危険を早期に発見し、事件・事故、災害を未然に防止する。
- (3) 事件・事故、災害の発生時に、迅速・的確に対応し、被害を最小限にとどめる。
- (4) 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けて対策を講じる。

2 対象

- (1) 学校危機の未然防止（平常時）の対応
 - 緊急時の初動・初期対応
 - 緊急時の中・長期対応
- (2) 防犯を含む生活安全
 - 不審者侵入防止対策、通学路の安全対策
 - 学校等における事件・事故防止
(転落、遊具、落雷・突風、水難事故、薬品、熱中症等)
- (3) 交通安全
- (4) 災害安全
 - 火災、地震、風水害、津波、土砂災害等の被害防止対策

3 学校・教員の安全配慮義務

- 児童の命と安心・安全の確保は、全教育活動の基盤となる取組である。
- 判断において、学校及び教員には「児童の安全の確保に配慮すべき義務（安全配慮義務）がある」とされる。

4 推進組織

- 危機管理委員会を校務分掌組織に位置付けるとともに、定期（年間2回）、隨時に開催し、危機管理体制の改善・充実、危機管理マニュアルの見直し等を行う。

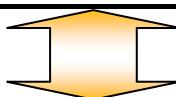
5 留意点

- 危機管理体制を整備し、毎年全教職員により共通理解を図る。
- ケース別にマニュアルを策定し、適宜検討・見直しを行う。
- 全教職員が常に危機管理意識をもって教育活動を推進する。
- 教育活動や業務等に潜んでいる問題点や課題等を的確に把握し危機に備える。
- 危機発生時の各自の役割を常に意識し、迅速で的確な対応ができるようにする。
- 自由に意見が言える風通しのよい職場をつくり、問題が発生したら近くにいる教職員と協力しながら迅速かつ適切な対応を行うとともに、直ちに管理職に報告する。
- 総合力を發揮し、機能的な危機管理を行うことができるよう、日頃から保護者や地域、関係機関等との連携を密にとる。

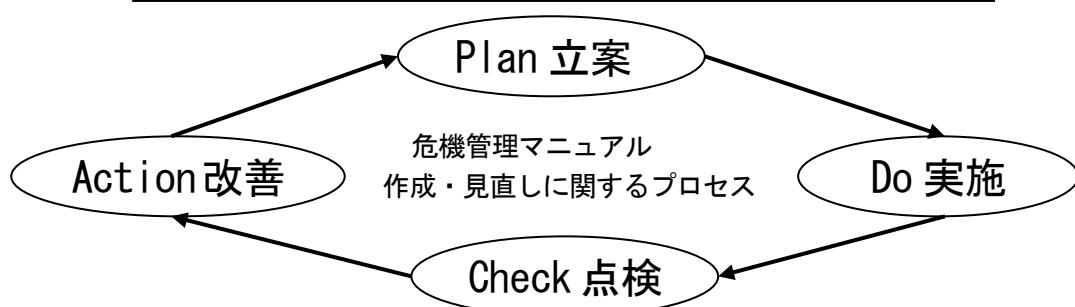
II 3段階の基本対応

1 未然防止（平常時）の対応

項目	具体的な取組
安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「学校安全計画」に基づく、計画的な安全学習、安全指導の実施 <input type="checkbox"/> 安全マップ作成や危険予測学習（KYT）等、安全教育の充実による「危険予測・回避能力」の育成 <input type="checkbox"/> 児童会活動など主体的な活動の推進 <input type="checkbox"/> 生徒指導、教育相談、進路指導の充実
安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制（病院、保護者等）の整備と周知 <input type="checkbox"/> 関係機関等との連絡連携体制の確立 <input type="checkbox"/> 定期的・日常的な安全点検実施 <input type="checkbox"/> 不審者等の侵入防止、早期発見対策の確立 <input type="checkbox"/> 出欠、健康観察、保護者連携の確実な実施 <input type="checkbox"/> 施設管理や火器・薬品等の適正な取扱い <input type="checkbox"/> 授業、学校行事等における安全確保 <input type="checkbox"/> 台風など自然災害等に関する速やかな情報収集 <input type="checkbox"/> 救急救命法（心肺蘇生法、AED等）の研修
組織活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教職員の意識高揚と、危機管理体制の確立 <input type="checkbox"/> 学校保健安全委員会の開催 <input type="checkbox"/> 兆候事案等を共有し、事件等を抑止する体制整備 <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制整備など、保護者、関係機関等との連携



P D C Aサイクルによる確実な実践体制の整備



訓練や机上シミュレーション、研修等を実施し、危機管理マニュアルが組織的、総合的に機能するかを評価・検証の上、改善を繰り返して実効性を高める。

*毎年チェックポイントによる点検及び改善

安全管理の点検項目

<ポイント1> 防犯体制

- 教職員の危機意識の醸成、取組の改善を図るため、職員会議や学校保健委員会において、防犯体制及び危機管理に関する事項を取り上げているか。<教職員の意識・取組の改善>
- 危険予測、回避能力を育む安全教育や防犯に関する安全管理に計画的に取り組むための安全計画を作成し、毎年見直しをしているか。<学校安全計画>
- 緊急時を想定し、事前・発生時・事後の対応策を明確にした、学校独自の危機管理マニュアルを作成しているか。<危機管理マニュアル>
- 関係法令の理解や緊急時の即応体制の確認、救急救命法の習得など、防犯及び危機管理に関する研修・訓練を計画的に実施しているか。<教職員の研修・訓練>
- 児童を対象に、不審者の侵入等を想定した訓練を計画的に実施しているか。<児童の訓練>
- 防犯に関する取組や情報について、配布資料や保護者会等をとおして、保護者に啓発し、家庭でも話し合うように働きかけているか。<保護者への啓発>

<ポイント2> 連携体制

- 防犯体制の確立に向けて、日頃からPTA、民生委員、警察等と連携できているか。<連携体制>
- 緊急時には、速やかに警察・消防・市教育委員会に通報・連絡する体制は整っているか。<通報体制>
- 不審者情報等の緊急情報について、家庭へ速やかに連絡する体制は整っているか。<情報交換>
- 近接する学校等の間で、不審者情報や学校の対応等について、連絡・協議する体制は整っているか。

<緊急避難所の周知>

<ポイント3> 不審者侵入防止体制

- 学校の不審者侵入防止体制について、保護者等関係者への周知に努めているか。<不審者侵入防止対策>
- 校門、フェンス、外灯、門扉、警報装置、AED等の定期的・日常的な安全点検を行っているか。

<施設・設備の安全点検>
- 校地内の見通しの妨げとなる樹木の剪定や障害物を除去しているか。<校地内の見通しの確保>
- 普段使用しない校門等を可能な限り施錠や錠鎖するなどし、校地の出入口を限定しているか。<出入口の限定>
- 普段使用する校門は、立入禁止等の看板の設置、計画的な巡視・監視等により出入りを管理しているか。

<校門の管理>
- 校地出入口等に、立て看板や表示等で、玄関への順路、受付位置等を明示しているか。<来訪者への案内>
- 受付時に来校者名簿への記入、来校者証の着用を求めているか。<来校者名簿への記入等>
- 全教職員による来校者へのあいさつや用向きの確認等を励行しているか。<来校者の確認>
- 一日の時程に沿って、適宜教職員による校内の巡視を行っているか。<校内巡視>
- 児童が、不審者及び不審物等を発見した場合、速やかに教職員に知らせるよう徹底しているか。

<不審物発見時の対応>
- 防犯体制や施設・設備について、警察や消防、市教育委員会による定期的な点検・指導を受けているか。

<定期的な点検>

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制（本校の場合）

段階	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理、校門利用時間の指定、来訪者向け案内
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者への入口や受付への案内指示、通行場所の指定、死角の排除
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用

＜ポイント4＞ 不審者侵入時の緊急体制

- 不審な来校者に対しては、退去を求めるなど、適度な距離を保ち複数で対応することなどを全ての教職員で確認しているか。<教職員の対応>
- 不審な来校者があった場合、児童に近づくことがないよう、一時的に案内（隔離）し対応する場所を設定しているか。<不審者の隔離等>
- サスマタ等の防犯器具について、常に使用できる状況にしているか。<防犯器具の設置>
- 教職員は、実技訓練等を通して、防犯器具の使用についての技能を習得しているか。<防犯器具の技能習得>
- 不審者等が侵入した場合に、携帯電話・放送を使うなど、教職員や児童への連絡体制を整えているか。<校内連絡体制の整備>
- 不審者が侵入した場合に、避難誘導や通報、対策本部の設置、AEDを使用するなどの一次救命処置や応急手当等が迅速・的確に行われるよう、危機管理体制について定期的に確認しているか。
　　<危機管理体制の確認>
- 保護者への緊急連絡体制や児童の下校方法等について、方針を定め、保護者にも周知しているか。
　　<緊急時の対応方針の周知>
- 事案発生後の児童・保護者への説明や、心のケア等の対応方法等について確認しているか。
　　<事案発生後の心のケア等対応>
- 警察への通報体制を確立しているか。<通報体制>

＜ポイント5＞ 登下校時の安全管理

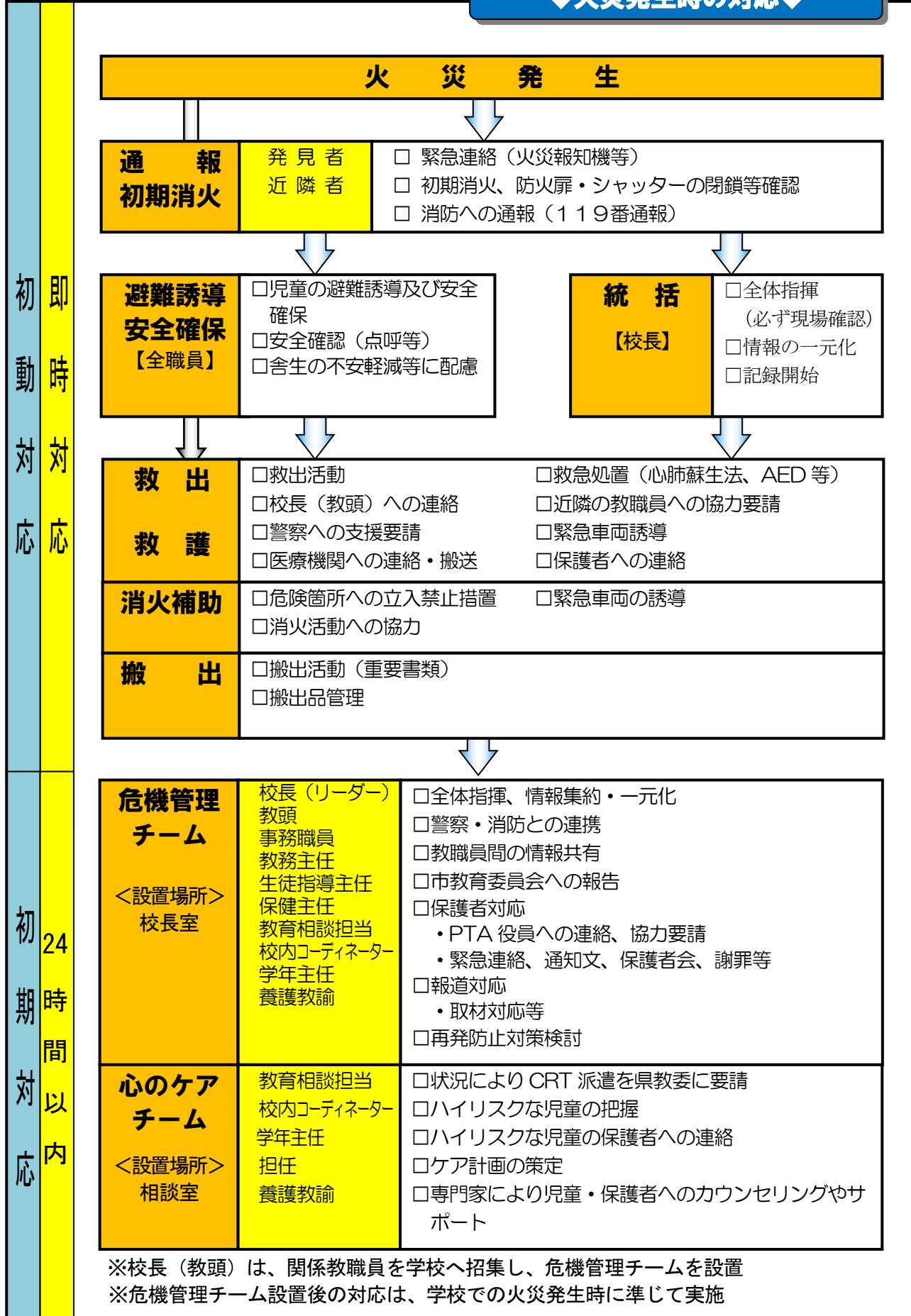
- 防犯上の視点をもって、通学路や校区内の安全点検を実施しているか。<通学路の安全点検>
- 通学路における防犯上の危険箇所や安全な通学方法等について、児童に指導するとともに、保護者へ周知しているか。<危険箇所等の指導・周知>
- ランドセルカバーの着用（1年生）、防犯ブザーの所持や使用法、大声を出す、逃げるなどの対処法等が身に付くよう指導しているか。<不審者への対処法の指導>

＜ポイント6＞ 学校行事等の安全管理

- 学校行事や学校開放時には、表示や施錠等により、非開放部分を明確に区分し、児童、保護者に周知しているか。<学校行事等での安全確保>
- 学校行事等、防犯上必要な際に、保護者や警察等の協力を要請するなど、連携して活動しているか。
　　<保護者等との連携>
- 校外での学習や行事の際には、事前に実地調査を行うなど、緊急事態達成時の避難方法や連絡体制等について確認しているか。<校外学習等での安全確保>

校舎の安全確保

◆火災発生時の対応◆



小学校における保健衛生

I 手洗い・うがいを習慣化する

- 飲食・トイレ・汚物処理など、あらゆる場面において、石鹼を用いてよく洗い、流水で十分に洗浄する。
- 手を乾かした後、必要に応じて手指消毒器の薬液（アルコール）を手に取り、よくすりこむ。
- 必要に応じてうがいをする。

II 咳エチケットを守る

- 飛沫感染を防ぐため、咳エチケットを守る。
- 咳が出る場合は、原則マスクを着用する。
- ※運動時や熱中症の危険があるときなどは、十分距離をとってマスクをとってもよい。
- 人と人との距離を可能な限り2mあける。※最低1m

III 傷口は小さなものでも処置をし、創傷面を覆う

IV 汚物・吐物・血液などの体への付着を避ける

- 汚物・吐物・血液などは、様々な病気の感染源となる可能性がある。
- 血液の始末（けが、鼻血、経血）について、血液がついたらすぐに流水で十分洗う。
- 血液や汚物（嘔吐物や排泄物）の処置は、ディスポ手袋を使用し、素手で扱わない。
＊ディスポ手袋及び汚物処理セットは、保健室流しの下に常備
- 汚物の付いた物が洗える場合は、塩素系漂白剤（保健室）に漬け置き消毒して洗濯をする。
 - ・洗濯は、他の物と分けて洗う。
 - ・洗濯機を使用した場合、後は漂白剤ですすぎ洗いをする。
- 床に付いたものは、紙や布で拭き取った後に漂白剤をスプレーで吹き付けて消毒した後に水拭きをする。
- 嘔吐下痢症状でトイレを使用した場合、速やかに後で消毒をする（養護教諭へ連絡）。

V タオル・ハンカチは個人持ちにして共用しない

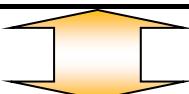
- 歯ブラシ、くし、口に持っていく玩具や笛などを共用しない。

VI 感染症予防のための個別対応について

- インフルエンザやコロナウイルス感染症及び感染性胃腸炎などが疑われる場合、学校において個別対応をする場合がある（食事、トイレ、入浴、洗濯など）

2 緊急時の初動・初期対応

項目	具体的取組
発生源への緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事件・事故の発生原因の早期除去 (不審者の侵入阻止、火災の消火、施設等の不部の応急修理など)
指揮統括 〔 校長、教頭 〕	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事件・事故概要の迅速な把握 <input type="checkbox"/> 児童や教職員の安全確認 <input type="checkbox"/> 情報収集（情報の一元化）と共有 <input type="checkbox"/> 危機対応組織の立ち上げ <input type="checkbox"/> 市教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請 <input type="checkbox"/> 的確な意志決定と指示 <input type="checkbox"/> 報道対応（窓口の一本化）
危機対応 〔 校長、教頭 事務職員 教務主任 生徒指導主任 保健主任 学年主任等 〕	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教職員への緊急連絡と招集 <教頭> <input type="checkbox"/> 児童の避難誘導と安全確保 <教頭> (児童を発生源から遠ざけ不安を軽減、安全確認及び点呼) <input type="checkbox"/> 重要物品の搬出 <事務職員> <input type="checkbox"/> 警察官、救急隊員等を現場に誘導 <教頭、事務職員> <input type="checkbox"/> 保護者への緊急連絡 <保護者担当：教務主任、学年主任等> <input type="checkbox"/> 情報収集・整理、コメント作成 <報道担当：教頭、事務職員> <input type="checkbox"/> 時系列での記録 <記録担当：教務主任、保健主任>
ケア対応 〔 教育相談担当 校内コーディネーター 養護教諭 学年主任 担任 〕	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 負傷者、ハイリスク児童の迅速な把握 <教育相談担当、校内コーディネーター> <input type="checkbox"/> 応急手当（心肺蘇生法、AED） <養護教諭> <input type="checkbox"/> 病院への搬送とアフターケア <養護教諭、担任> <input type="checkbox"/> 児童の不安の軽減 <担任> <input type="checkbox"/> ハイリスク児童、保護者の把握 <学年主任> <input type="checkbox"/> ケア計画の作成 <教育相談担当> <input type="checkbox"/> 専門家と連携した教育相談、カウンセリング等 <校内コーディネーター>



緊急次案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

緊急時の基本的対応と校内組織等

◆ポイント1◆ 事案発生時の基本的対応

No.	項目	取組内容	
1	管理職への報告 最新情報の入手	<input type="checkbox"/> 5W1Hに基づきメモを取り、校長（管理職）へ情報を集約 <input type="checkbox"/> 校長（管理職）は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存 <input type="checkbox"/> 時系列での記録開始と最新情報把握（過去の記録も確認） （校外での事案） <input type="checkbox"/> 生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃児童等の有無等を確認 <input type="checkbox"/> 地元警察・消防・市教育委員会からも最新情報を入手	
2	緊急支援要請等	<input type="checkbox"/> 重大事案発生時は、警察、市教育委員会等へ支援を要請 <input type="checkbox"/> 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請	
3	緊急招集 〔緊急会議 役割分担〕	<input type="checkbox"/> 校長（管理職）は、教職員を緊急招集し、以下を指示	
	役割分担	<input type="checkbox"/> 教職員への連絡と、役割分担の指示 *守秘義務の遵守を確認	
	児童への連絡	<input type="checkbox"/> 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡 *集合後の安否確認は名簿等により確実に実施	
	保護者連絡	<input type="checkbox"/> 関係保護者に連絡 *学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であることを断った上で連絡 <input type="checkbox"/> 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡 *事案により緊急保護者会を実施	
	市教委へ報告	<input type="checkbox"/> 簡潔かつ最新情報を報告 *重大事案であるほど迅速に対応（まず電話連絡）	
	関係機関等と連携	<input type="checkbox"/> PTA役員等にも説明及び協力依頼 <input type="checkbox"/> 警察・消防等と継続的に連携 *日頃からの連携が大切	
	報道対応窓口決定	<input type="checkbox"/> 報道対応窓口を管理職等に一本化 <input type="checkbox"/> 管理職をサポートする「報道対応チーム」が活動開始 <input type="checkbox"/> 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡	

◆ポイント2◆ 緊急時の校内組織

区分	チーム等	役割	担当者
統括	統括責任者	全体指揮	①校長 ②教頭
危機管理	学校安全チーム	学校安全担当	教頭、生徒指導主任、保健主任 *市教委職員
		情報管理担当	教務主任
		庶務担当	事務職員
	報道対応チーム	報道担当	校長、教頭、事務職員等 *市教委職員
	保護者チーム	保護者担当	教務主任、学年主任
		個別担当(遺族等)	担任等を指名
ケア	学部・学年チーム	学部・学年担当	教務主任、学年主任、担任
	ケアチーム	ケア担当	養護教諭、教育相談担当、校内コーディネーター

【各チームの具体的な役割】

区分	チーム等	具体的な役割
統括	統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事案の全体把握と対応決定 ○ 警察、市教育委員会との連携 ○ 被害者、被災者への対応（事案により謝罪） ○ 保護者対応、報道対応 など
危機管理	学校安全チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新情報の把握 ○ 学校内外の安全状況の把握 ○ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ○ 報告準備 ○ 記録（時系列）の整理 ○ 食事等補給 など
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道対応準備
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当保護者への状況説明、支援等 ○ 全保護者への緊急連絡による不安軽減 ○ 緊急保護者会や通知文の準備 など
	学部・学年チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害児童への付き添い、見舞い ○ 学部・学年児童の状況把握と不安軽減 など
	ケアチーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当 ○ 学校医、医療機関等との連絡連携 ○ ハイリスク児童の把握（ケア会議開催） ○ 教育相談等のケア活動 など
ケア		

◆ポイント3◆ 迅速・確実な連絡体制

- 教職員・関係機関等の連絡先一覧を職員室等に掲示
- 校内及び関係機関等への連絡系統をフローチャートで表示
- 特に、第一報は「巧遅より拙速」を優先
- 避難訓練等で連絡体制についても確認

◆ポイント4◆ 連絡すべき事項の文例等

<警察への緊急連絡> * 局番なしの110番（携帯電話も同じ）

- ① 落ち着いて
「藤山小学校です。今、不審な男が校内に侵入して暴れています。子どもがケガをしています。すぐに支援をお願いします。」
- ② その後は、質問に答える形で
「通報者氏名」「学校住所：宇部市上条4-4-1」「電話番号：0836-21-9158」などを正確に知らせる。

<消防への緊急連絡> * 局番なしの119番（110番と重複可）

- ① 必ず相手が「もしもし、火事ですか、救急ですか」と聞くので、はっきりと
「火事（救急）です。消防車（救急車）をお願いします。」
- ② その後は、質問に答える形で
「通報者氏名」「学校住所：宇部市上条4-4-1」「傷病者の性別と年齢、意識や状態」「電話番号：0836-21-9158」などを正確に知らせる。

<市教育委員会への緊急連絡> * TEL：0836-34-8611（学校教育課）

- ① 学校名：「宇部市立藤山小学校」「発生事案名（例：火災発生）」「通報者氏名」を第一に伝える。
- ② 以下の優先順位で、関係に概要を報告する。
WHAT : 「何が起きた」
WHO : 「関係者は」
WHEN : 「いつ」
WHERE : 「どこで」
WHY : 「なぜ」（発生直後は、原因等はわからないことが多い）
HOW : 「どのように、どうした、現状は、学校の対応は」

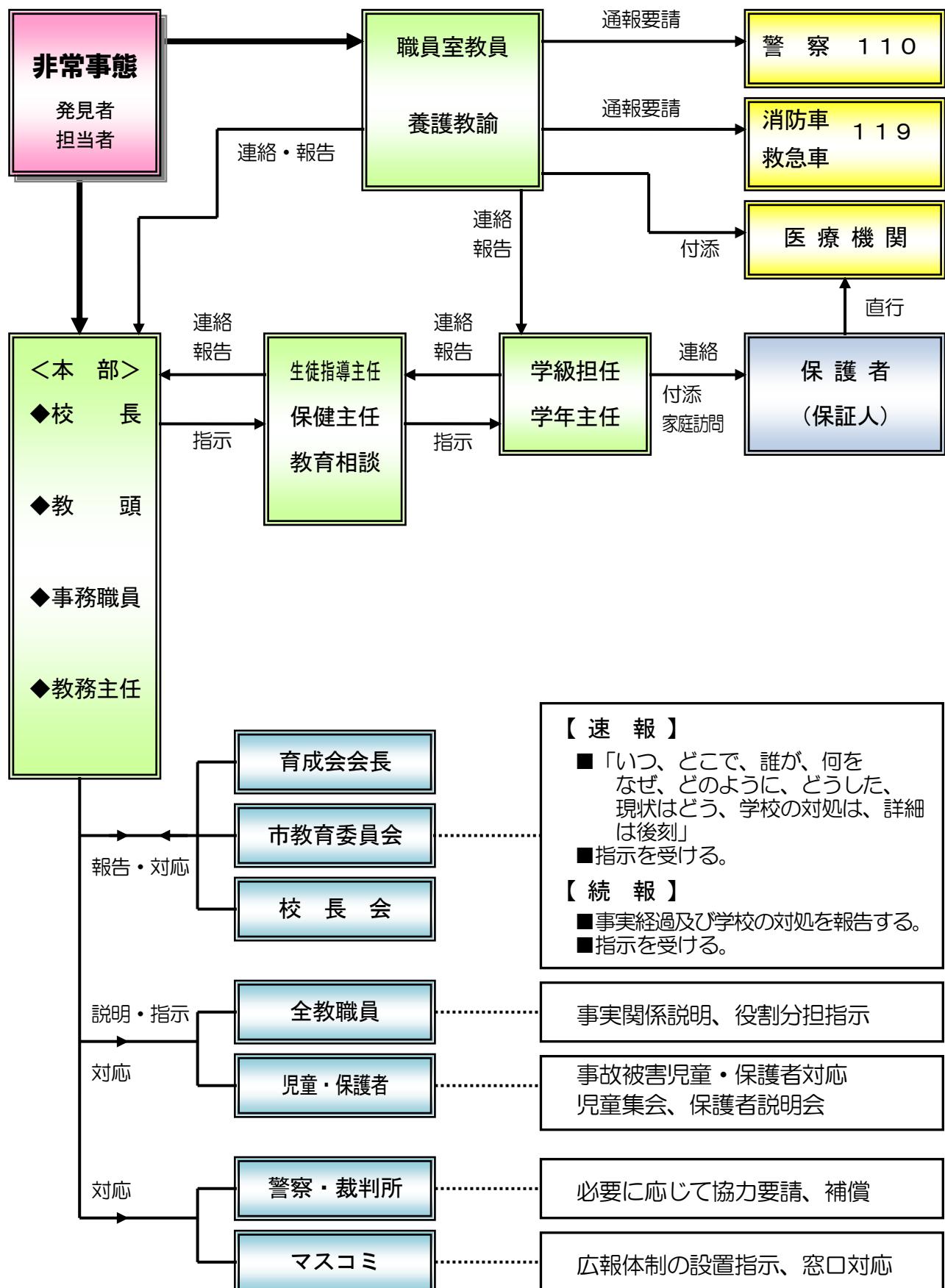
◆ポイント5◆ 関係保護者への迅速な連絡

- 事案発生の第一報入手直後に、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。
(学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で連絡)
- 関係保護者には、電話連絡だけではなく直接会い、事案に応じて謝罪、最新情報を交換するなど、緊密に連携する。

<加害児童がいる場合>

- 早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
- <校内に、加害者・被害者の当事者がいる場合>
- 双方の保護者と連携し、事案解決に向けて支援する。

緊急連絡体制



緊急時における学校の上下校対応等の留意点

緊急対応時の留意点

- ◆「危機管理マニュアル」にしたがって、危機の状況に応じた具体的な対応方針を決定し、保護者等に迅速・的確に連絡する。

登校前

レベル3	自宅待機	<input type="checkbox"/> 指示があるまで自宅待機 <input type="checkbox"/> 休校、または保護者の同伴での登校を要請
レベル2	集団登校	<input type="checkbox"/> 教職員による駅からの引率又は電車への同乗 <input type="checkbox"/> 保護者による送迎
レベル1	通常登校	<input type="checkbox"/> 可能な範囲で教職員等による見守りや通学路の巡回等の実施

下校前

レベル3	学校待機	<input type="checkbox"/> 学校待機 <input type="checkbox"/> 長時間の待機が想定される場合は、保護者の迎え（引き渡し）等を要請し下校 ※『引き渡し』については、P44を参照
レベル2	集団下校	<input type="checkbox"/> 教職員による駅までの引率又は電車への同乗 <input type="checkbox"/> 保護者による送迎
レベル1	通常下校	<input type="checkbox"/> 可能な範囲で教職員等による見守りや通学路の巡回等の実施

翌日以降

- 事案解決までに、なお数日を要する場合は、市教育委員会の指導助言のもと、保護者等の負担に配慮しながら、可能な範囲で計画を継続する。

その他

- 緊急時は、対策本部を設置して対応方針を決定し、速やかに全教職員の共通理解を図るとともに、必要に応じてすべての保護者に対して確実に連絡する。

<参考>

犯罪種	発生場所	藤山地区	近隣校区	宇部市	近隣市町
児童を巻き込んだ強盗致傷事案					
児童を狙ったわいせつ等致傷事案 等	レベル3	レベル3	レベル3~2	レベル2	レベル2
特定の大人をねらった銃器等による殺傷事案					
日本刀不法所持による威嚇事案 等	レベル3	レベル3~2	レベル2	レベル1	レベル1
児童へのつきまとい、暴力事案					
ナイフ所持の不審者情報 等	レベル3~2	レベル2	レベル1	レベル1	レベル1

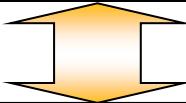
※レベル3：事案が藤山地区や近隣校区で発生するなど、校外での児童の安全確保が困難と判断する場合

レベル2：事案が宇部市内で発生するなど、的確な対応を図ることによって児童の安全が確保されると判断する場合

レベル1：直接的な危険が想定されないと判断される場合

3 緊急時の中・長期対応

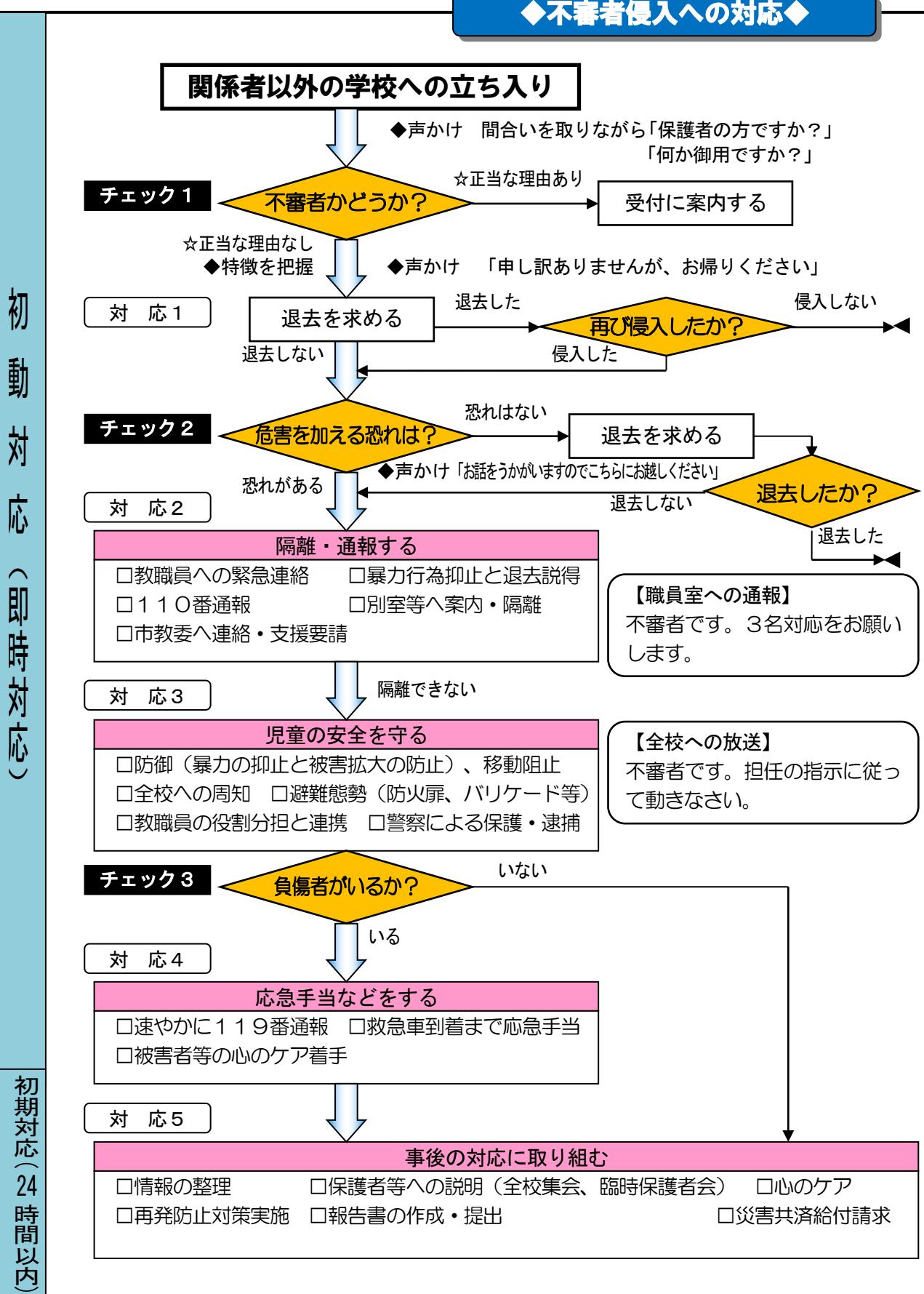
項目	具体的取組
指揮統括 〔校長、教頭、事務職員〕	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現状把握と分析 <input type="checkbox"/> 市教育委員会、関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 各担当者に状況に応じた適切な指示
危機対応 〔校長、教頭 事務職員 教務主任 生徒指導主任 保健主任 学年主任等〕	<p>●危機対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 情報を収集し、管理職に報告 <教務主任> <input type="checkbox"/> 保護者会、記者発表等の企画・運営 <教頭、事務職員> <input type="checkbox"/> 遺族や被害者への対応 <校長> <input type="checkbox"/> 通知文・学校だより等の作成配布 <教務主任、学年主任等> <input type="checkbox"/> 記録、報告書等の作成 <教務主任、保健主任> <p>●再発防止策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事件・事故の発生要因把握、問題点等の整理 <生徒指導主任> <input type="checkbox"/> 安全性の評価と改善 <生徒指導主任> <input type="checkbox"/> 安全対策の確立 <生徒指導主任、保健主任> 【安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見直し】 <input type="checkbox"/> 保護者、関係機関、地域等との連携強化 <教頭> <input type="checkbox"/> 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」等の見直し改善 <教頭 保健体育部長> <p>●学校再開の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の現状把握 <教務主任、学年主任、担任等> <input type="checkbox"/> 保護者、地域等の願いや考え方などの把握 <教頭> <input type="checkbox"/> 実態に応じた教育計画の作成 <教務主任> <input type="checkbox"/> 授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備 <教務主任、学年主任等>
ケア対応 〔教育相談担当 校内コーディネーター 養護教諭 学年主任 担任〕	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傷病者の状況経過把握 <養護教諭> <input type="checkbox"/> 学校医、医療機関等と連携 <教育相談担当> <input type="checkbox"/> 心のケアの継続 <教育相談担当、校内コーディネーター、学年主任等> <input type="checkbox"/> 災害給付等の事務 <養護教諭>

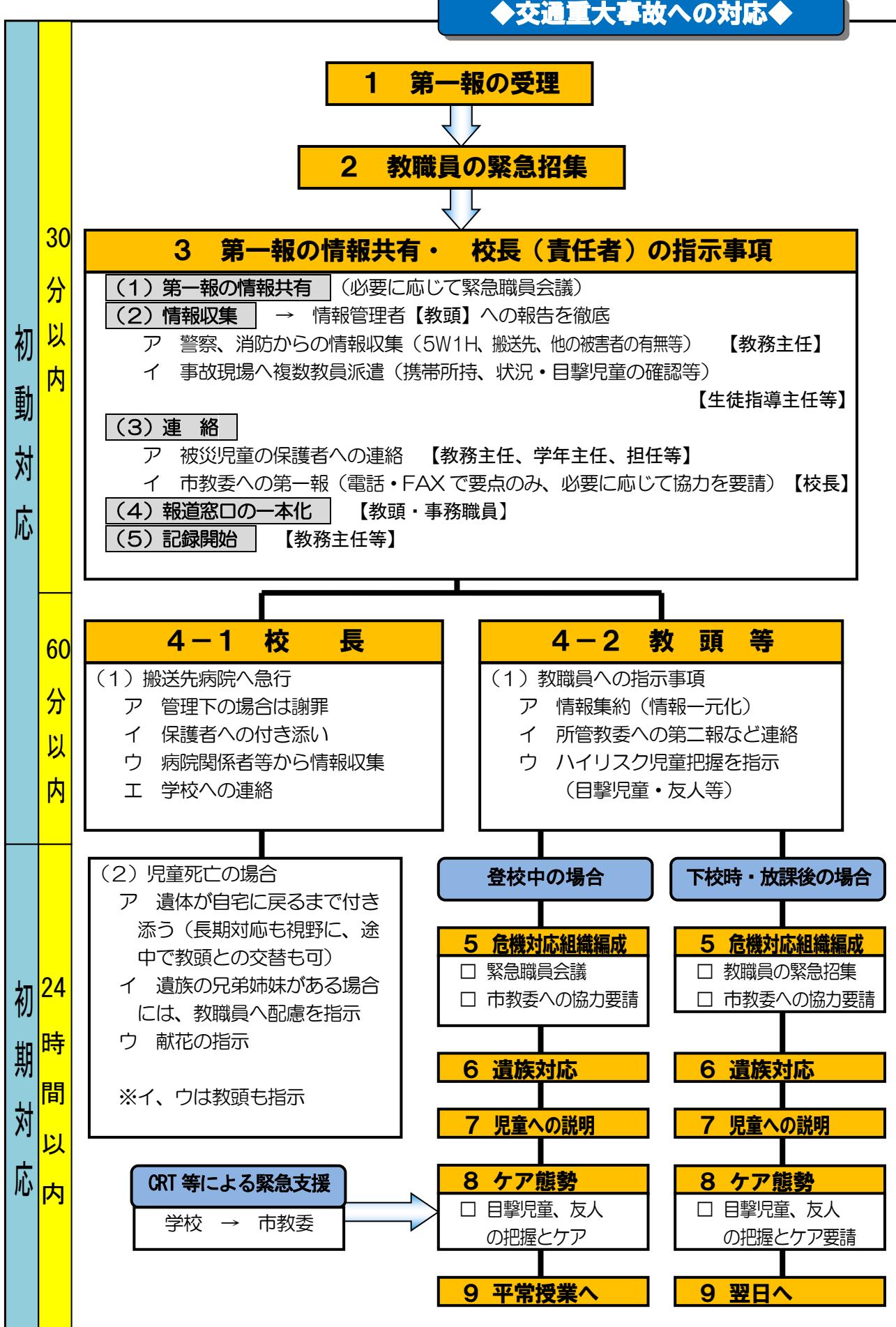


事件・事故、災害が終息すると、直ちに対応状況を総括する会議を開催し、問題点を明確に整理し、再発防止に向け改善点を明らかにし、再発防止策を講じる。
同時に、危機管理マニュアルと学校安全計画を見直し、改善を図る。

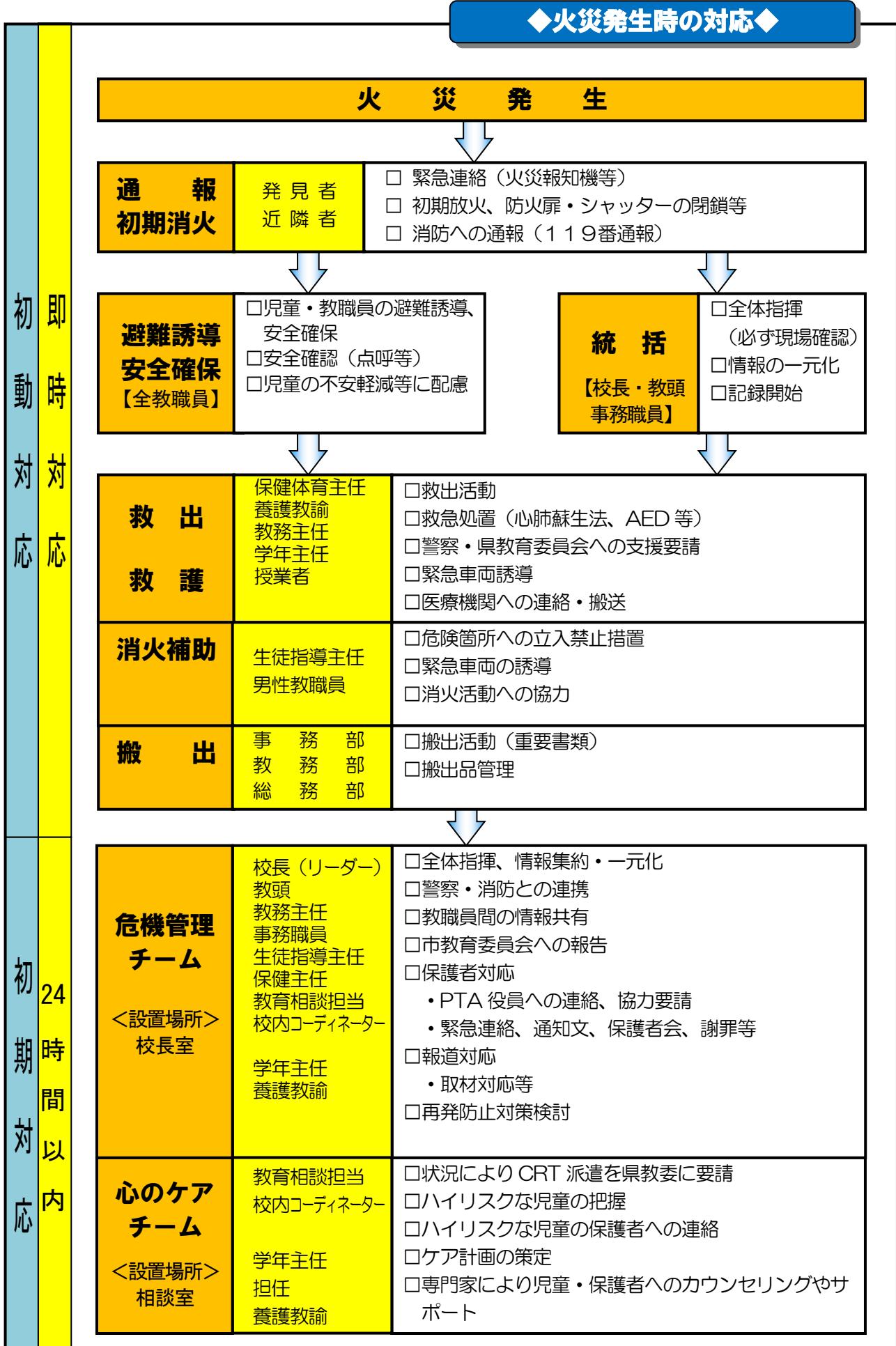
個別事案への対応

◆不審者侵入への対応◆

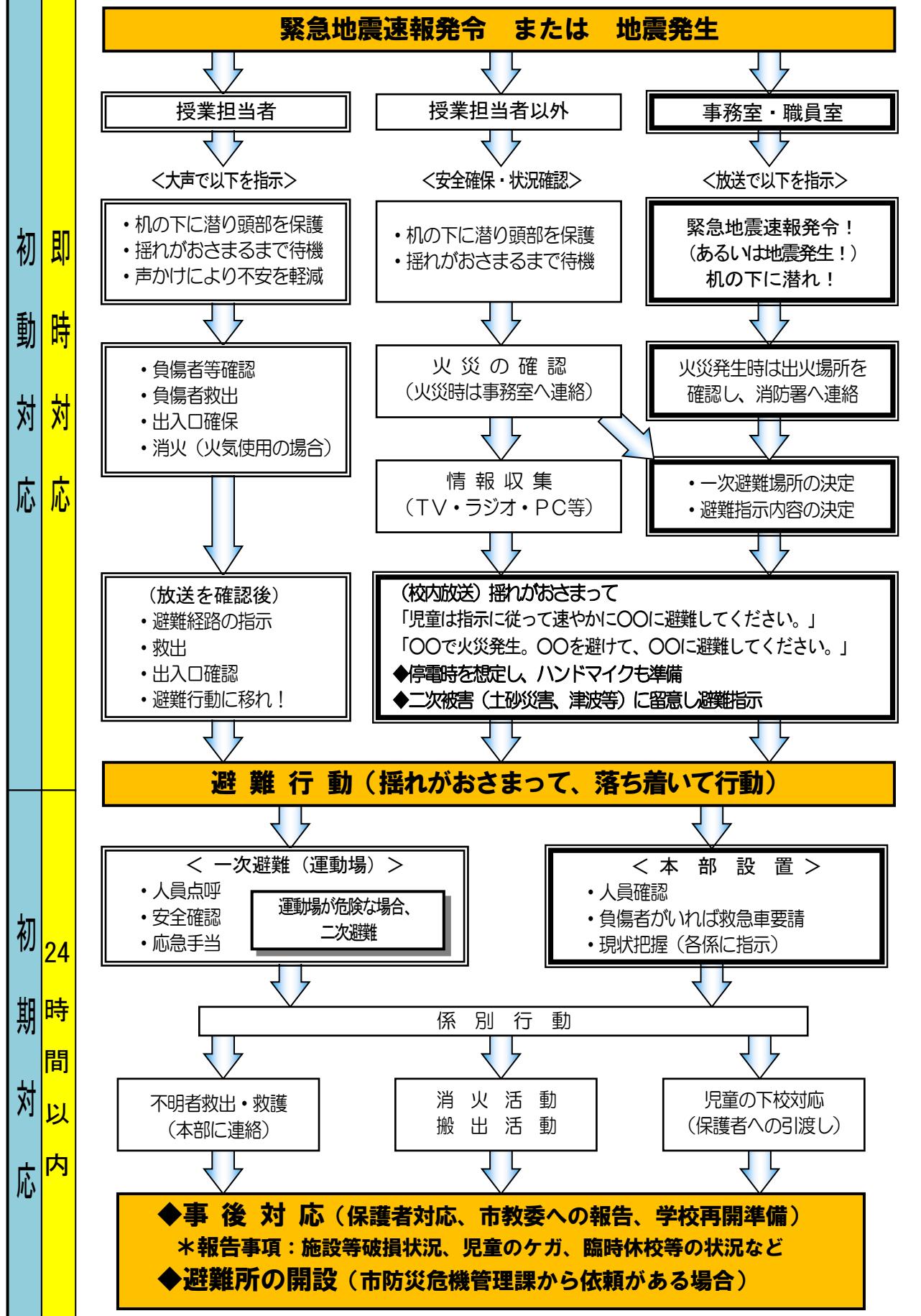




◆火災発生時の対応◆



◆地震発生時の対応◆



◆台風等暴風発生時の対応◆

前日周知・電話による緊急通報・Web活用



在宅時

基本的な対応

警報等	授業	対応
○台風接近	中止	①休校の連絡は、前日に行う。 ※天候が急変した場合など、朝5：30の段階で暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。
○暴風警報		
○竜巻注意情報	実施	①すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③教職員、必要に応じ地域の協力を得て、登校時の安全を確保する。
○大雨・洪水警報 ○強風注意報 ○大雨・洪水注意報	実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

□台風の際は、前日に、休校・自宅待機等の方針を児童に周知する。

□自宅待機後に登校する可能性がある場合は、緊急連絡の時間・方法等についてあらかじめ周知しておく。

在校時

3 校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

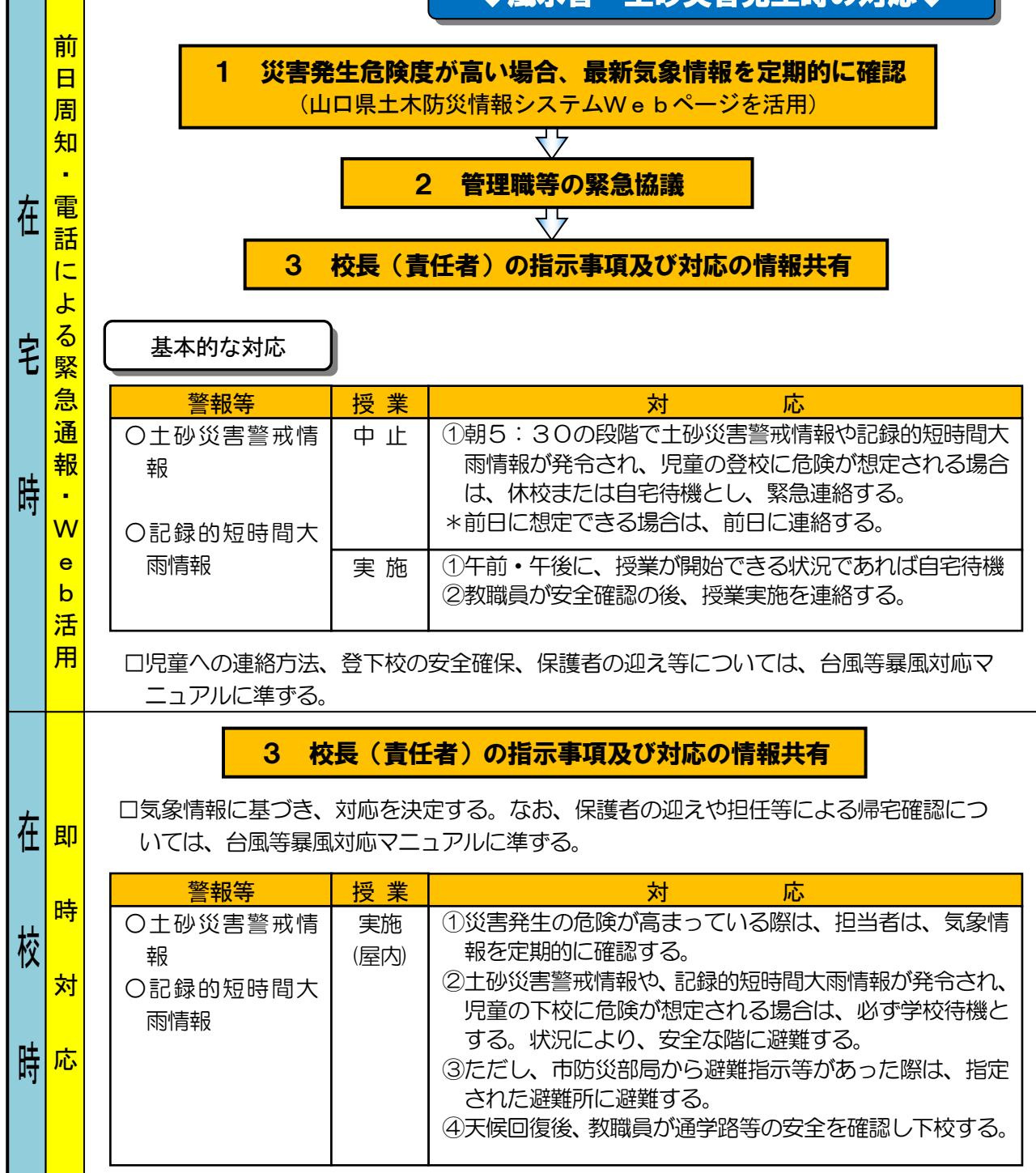
基本的な対応

警報等	授業	対応
○台風接近	中止	①担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し下校する。 ③安全な下校が困難と判断される場合は、学校で待機させる。その際、保護者との連絡を確実に行う。 ④必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。
○暴風警報		
○竜巻注意情報		
○大雨・洪水警報 ○強風注意報 ○大雨・洪水注意報	平常	①原則は、平常授業とする。 ②これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。

□竜巻注意報が発令された場合、速やかに児童に知らせる。

*空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。

◆風水害・土砂災害発生時の対応◆



留意点

<土砂災害警戒情報>

- 本情報は、土砂災害の危険性が高まった場合に発令される。
- 山口県土木防災情報システムに、地域の危険度を4段階で示した「土砂災害降雨危険度」が掲載され、「危険度レベル3」を目安に、各学校の実情に応じ、休校・自宅待機・学校待機を行う。

<その他>

- 1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると、小さな川や側溝があふれ小規模のかけ崩れが始まる可能性があり、十分な注意が必要である。（気象庁）

◆落雷被害防止の対応◆

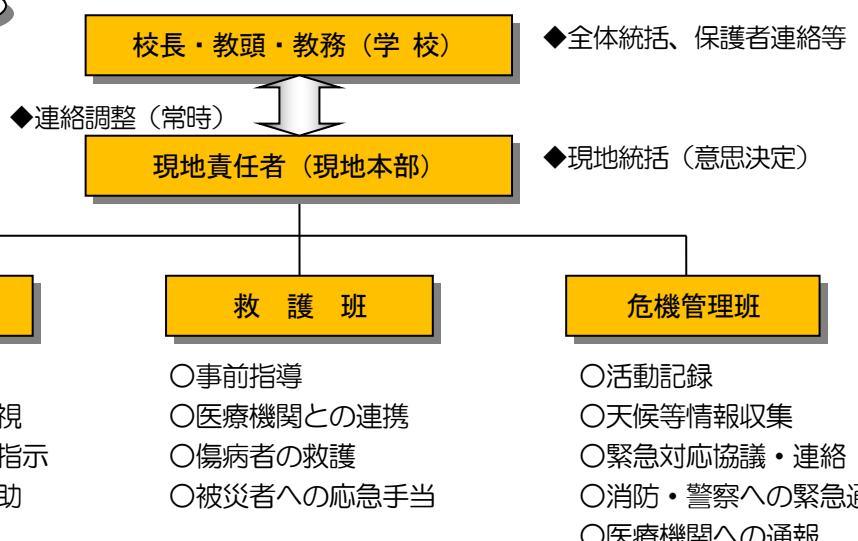
事
前

- 学年の教員間で、児童の安全を最優先することを十分に共通理解する。
- 当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。
- 実施前に、避難場所、避難方法・誘導手順を検討し、明確にする。
- 活動の実施の可否については、次の手順で検討、決定する。
 <手順>
 ①学年等において、天気予報、気象警報・注意報等を確認
 ②落雷の危険性がある場合は、学年等において、実施の可否を検討
 ③学年等において決定した内容を校長・教頭に報告し、実施の可否を決定
 ＊必要に応じて、保護者等の関係者に連絡
○前日、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。

当
日

- 朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、学部、学年等の関係者に情報を提供する。
- 絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。
- 避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- 雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。

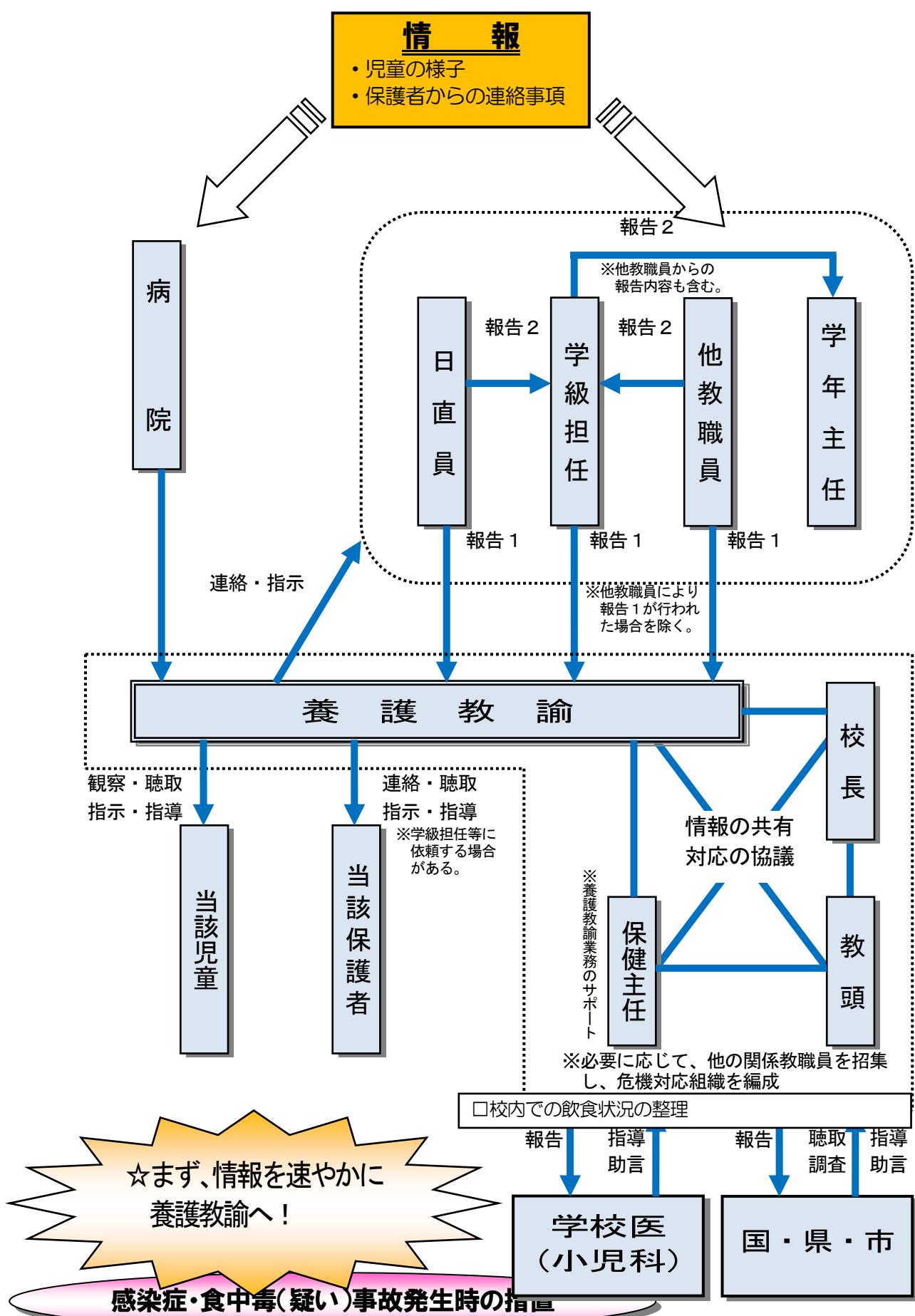
対応組織



留意点

- <落雷時の避難場所>
 - 自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部
- <落雷時に危険な場所>
 - 建物や車両の壁
 - 電気製品の近く
 - テントやトタン屋根の仮小屋
 - 高い木（4m以内に近づかない）

インフルエンザ等への対応校内体制組織図



◆食中毒（疑い）事故発生時の対応◆

児童の異常の早期発見	措置事項		内 容	
	早期発見体制の確立		□担任、養護教諭、給食責任者は、平素から健康状況（欠席者数・原因等）を十分把握し、欠席者数の異常増加に注意 □外部からの情報収集	
	欠席・早退等の状況把握		□腹痛、下痢、嘔吐、発熱を伴っているか確認	
	登校児童の現状把握		□腹痛、下痢などの症状があるか確認 ＊比較的軽症であるため見逃しやすいことに注意 □異常が発見された場合は、速やかに教頭又は校長に報告	
食中毒（疑い）の発生				
↓				
校長の指示により事故処理チームの編成（緊急体制）				
↓				
食中毒（疑い）発生時	事故処理チーム	担当者	措置事項	内 容
	記録班 (保健主任)	教務主任 (養護教諭)	状況報告 (学年・学級→記録班→校長・教頭)	□学級、学年、学部ごとの患者数の正確な把握 (症状別の欠席者数、出席者数) □患者の経過状況の把握 □年月日ごとに資料を作成し、各班へ配布
		保健主任	記録作成	□顛末の記録（時系列、対応別等）
	涉外班 (教頭)	教頭	学校教育課へ報告	□第一報（患者数、症状等）
		養護教諭	校医へ報告	□患者数、症状等の報告
			薬剤師へ報告	*対応等について、指示を受けること。
			保健所へ報告	
		教務主任	保護者への状況説明	□経緯、対応状況の説明 *動搖がないよう配慮
	教頭	報道関係者への対応	□市教委と連絡を取り合い、指示を受けて対応	
	校内調整班 (教頭)	校長	出席停止	□学校医等の意見を聞いて実施 □理由及び期間の明確化
		教頭	臨時休業	□学校医の意見→市教委に連絡・相談（校長） □休業中の生活指導、学習指導、保健指導の適切な実施 □授業の展開（児童の罹患状況、病状の把握）
		事務職員	給食及び舍食停止	□校医、薬剤師、保健所の指示、県教委の指導
		教務主任	学校行事の変更、中止	□状況に応じた適切な措置
			臨時健康診断	□学校医、保健所の指導により実施
原因究明班 (給食主任)	学年主任	保存食の確認	□原材料及び調理済み食品を-20℃以下で2週間以上保存	
		調理作業工程表の整理	□調理の順序及び方法、時間経過等	
	学年主任	献立表、調理方法	□報告資料として作成	
		給食物資一覧表の作成	□検収簿、購入先（所在地、電話番号）、購入後の保管状況	
		調理従事員の健康管理表	□衛生管理（健康）チェックリスト、検便の実施状況	
	学年主任	給食の喫食調査	□県教委、保健所等と調整の上実施	
		調理実験履歴書の取りまとめ	□校内での飲食状況の整理	

アレルギー緊急時対応マニュアル

藤山小学校



症状のチェック

5分以内に判断！

	重症度1	重症度2	重症度3
全身症状			<input type="checkbox"/> ()ぐったり <input type="checkbox"/> ()意識もうろう <input type="checkbox"/> ()尿や便をもらす <input type="checkbox"/> ()脈が触れにくい/不規則 <input type="checkbox"/> ()唇や爪が青白い
呼吸器症状		<input type="checkbox"/> ()数回の軽い咳	<input type="checkbox"/> ()喉や胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> ()声がかずれる <input type="checkbox"/> ()犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> ()息がしにくい <input type="checkbox"/> ()持続する強い咳こみ <input type="checkbox"/> ()ゼーザーする呼吸
消化器症状	<input type="checkbox"/> ()軽いお腹の痛み (我慢できる) <input type="checkbox"/> ()吐き気	<input type="checkbox"/> ()中等度お腹の痛み <input type="checkbox"/> ()1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> ()1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> ()持続する強い腹痛 (我慢できない) <input type="checkbox"/> ()繰り返し吐き続ける
粘膜症状	<input type="checkbox"/> ()目の痒み、充血 <input type="checkbox"/> ()口の中の違和感 <input type="checkbox"/> ()唇の腫れ <input type="checkbox"/> ()くしゃみ・鼻水・鼻づまり	<input type="checkbox"/> ()顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> ()瞼の腫れ	上記の症状が1つでも あてはまる場合
皮膚症状	<input type="checkbox"/> ()軽度の痒み <input type="checkbox"/> ()数個の蕁麻疹 <input type="checkbox"/> ()部分的な赤み	<input type="checkbox"/> ()強い痒み <input type="checkbox"/> ()全身に広がる蕁麻疹 <input type="checkbox"/> ()全身が真っ赤	上記の症状が1つでも あてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- 処方薬の使用
- 保健室で1時間観察
- 1時間以内に症状の改善がなければ病院を受診する

- エピペン準備
- 処方薬の使用
- 速やかに受診
 (救急車要請可)

- ただちにエピペン使用
- 救急車要請
- ショック体位・その場で安静
- 可能なら薬の内服
- 心肺停止→心肺蘇生・AED

<安静を保つ体位>

ぐったり、
意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けて足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



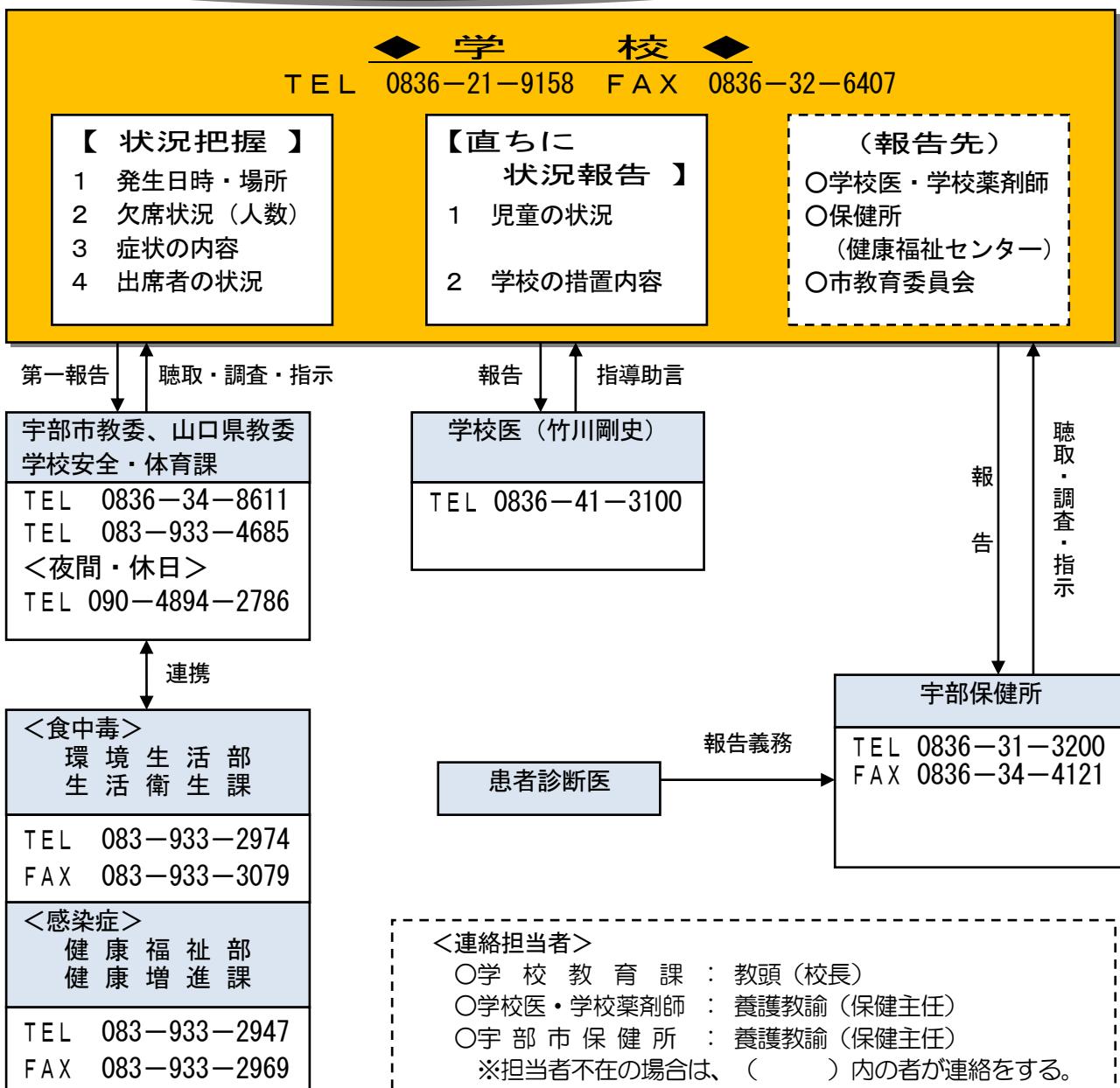
おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく
あお向けになれない場合

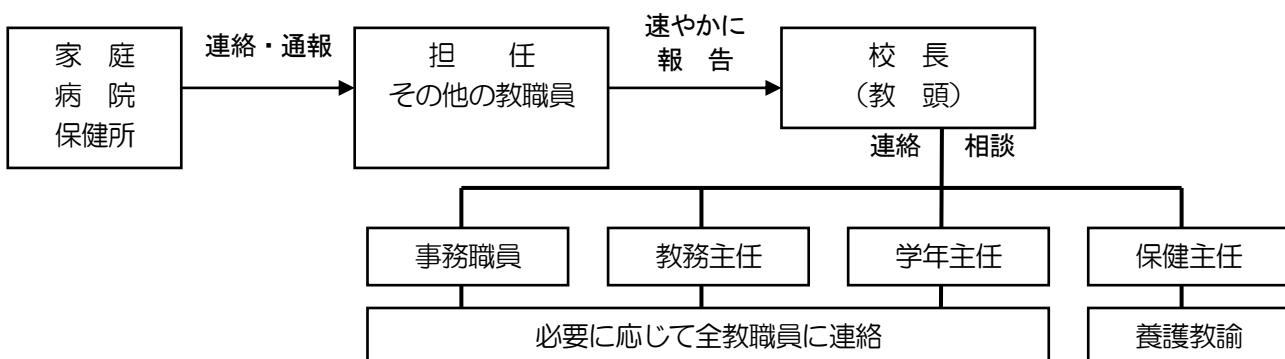


呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかかる

感染症・食中毒(疑い)事故発生時の措置



休日の措置



◆児童の所在が不明になった時の対応◆

第一次 検索 (校内 検索)	<p>担任(発見者) 同学年の教員等</p> <p>□担任(発見者)は、該当学年の教員に協力を求め、管理職(または、生徒指導主任)への連絡及び残った児童の管理を手分けして行う。</p> <p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰が」「いつから」「どこで」不明になったかの状況 ・「不明者の服装」「持ち物」「履物」等の不明者に関する情報 											
	<p><対策本部I></p> <p>校長 教頭 事務職員 教務主任 生徒指導主任 学年主任 職員室在室職員</p> <p>□管理職は状況等を把握し、職員室に対策本部を設置し、校内検索体制編成後、校内の検索を行う。</p> <p>□第一次検索(校内検索)は15分を限度とし、以降は、第二次検索に切り替える。</p> <p><校内検索時の留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索に当たっては、「誰が」「どこを」検索するのかを確認する。 ・検索者は、発見した時点で速やかに対策本部に連絡する。 											
第二次 検索	<p><対策本部II></p> <p>校長 教頭 事務職員 教務主任 生徒指導主任 学年主任 職員室在室職員</p> <p>□校内検索を行っていた教員も一旦対策本部に帰り、校外検索チームを編成し、校外検索を開始する。</p> <p><校外検索ルート></p> <p>該当児童の通学路を中心に検索する。 状況(検索可能人員等)に応じてA~Dに分かれて検索する。</p> <p>A: 居能方面 B: 上条、中山方面 C: 文京台方面 D: 松浜岩方面</p>											
	<p>□担任は、保護者に連絡をとり、警察等の外部機関に協力を得て対応すること、状況について報告するとともに、家に待機して連絡を待つように伝える(担任の連絡時、該当学級は同学年で対応)。</p> <p>□校長(教頭)は、状況に応じて宇部警察署及び市教委(支援課)等に連絡し、協力を要請する。</p> <p><協力依頼先></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">◆宇部警察署</td> <td>22-0110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">状況に応じて、いかにも協力を要請を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">◆セブンイレブン中山</td> <td>33-2731</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">◆セブンイレブン藤曲</td> <td>33-3202</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">◆ローソン藤中前</td> <td>21-1535</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">◆山電タクシー</td> <td>44-1144</td> </tr> </table> <p>□管理職は警察到着後、警察の指示を受ける。本部(事務職員)は、校外検索チームに連絡をとり、警察が検索に入った旨及び学校に戻る旨(警察の指示によっては検索続行の旨)を伝える。</p> <p>※行方不明の児童が発見された場合は、検索に当たった全教員に連絡するとともに、保護者、警察署、外部機関に報告する。</p>	◆宇部警察署	22-0110	状況に応じて、いかにも協力を要請を行う。		◆セブンイレブン中山	33-2731	◆セブンイレブン藤曲	33-3202	◆ローソン藤中前	21-1535	◆山電タクシー
◆宇部警察署	22-0110											
状況に応じて、いかにも協力を要請を行う。												
◆セブンイレブン中山	33-2731											
◆セブンイレブン藤曲	33-3202											
◆ローソン藤中前	21-1535											
◆山電タクシー	44-1144											

◆弾道ミサイルJアラート受信時の対応◆

- 1 Jアラートを受信した者は、直ちに管理職に報告するとともに校内放送で全校に知らせる。

ミサイルが発射された模様です
運動場や建物の外にいる人は、すぐに建物の中に避難してください
教室や体育館にいる人は、カーテンを閉めて、窓から離れてください

- 2 ミサイルが通過し、落下の危険性がないと判断されるまで、静かに待つ。

- 3 ミサイル落下の危険性がないと判断したら、校内放送で全校に知らせる。

ミサイル落下の危険がなくなりました
通常の授業に戻ってください
運動場や屋外に出てもいいです

内閣官房「国民保護ポータルサイト」より

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
 事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

近くにミサイル落下！

首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

熱中症対策マニュアル

宇部市立藤山小学校

1. 全教職員・全児童が知っておくこと

※ 【】内が対象

① 環境条件を把握する(2. 暑さ指数(WBGT)の確認方法を参照) 【教職員】

活動前、活動中は必ずWBGT値を確認し、練習メニュー等の活動内容を検討する。

② 状況に応じた水分・塩分補給と休憩を行う 【教職員・児童】

暑い時期は、水分・塩分をこまめに補給し、休憩は15～30分に1回はとる。

スポーツドリンクや経口補水液を積極的に活用する。

③ 暑さに徐々に慣れる 【教職員・児童】

熱中症は、急に暑くなる6月から8月に多く発生している。校舎内のエアコンにより気温を下げる。教職員、児童ともに適宜水分補給できるようにする。急に暑くなったときは、活動量を軽減する。

④ 個人の条件や、体調を考慮する(4. 健康状態の確認を参照) 【教職員・児童】

活動前には、教職員、児童ともに健康状態を必ず確認する。

体力のない人や暑さに慣れていない人は特に注意し、活動を軽減する。

体調が悪い時は熱中症を起こしやすいため、無理はしない。教職員が体調不良の場合は、事前に同学年等に知らせておく。

⑤ 服装に気をつける 【教職員・児童】

服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。活動時に使用する保護具等は、休憩時にはゆるめる、はずす等して、体の熱を逃すようにする。

⑥ 無理な活動はしない 【教職員・児童】

環境条件、体調に応じた活動量（強度と時間）にする。

⑦ 具合が悪くなった場合には、早めの処置を行う(5. 応急手当フローを参照) 【教職員・児童】

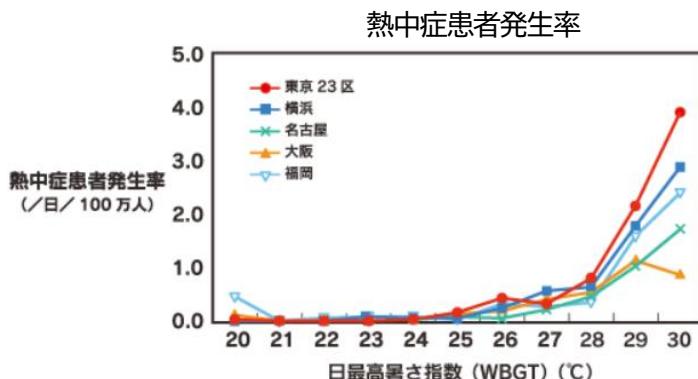
暑いときには熱中症が起こりうることを認識し、具合が悪くなった場合は、早めに運動を中止し、適切な処置を行う。教職員が不調の場合は同学年等に知らせ、対応する。

※ 日常の学校生活についても状況に応じて対策を行う。水分補給については、休み時間の補給が望ましいが、体調不良時、運動直後、のどの渴きを感じたときは、適宜補給する。

2. 暑さ指数(WBGT)の確認方法

① 暑さ指数とは

暑さ指数 (WBGT (湿球黒球温度)) : Wet Bulb Globe Temperature) は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標である。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数 (WBGT) は人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の 3つを取り入れた指標である。



上図のグラフ（平成 17 年の主要都市の救急搬送データを基に日最高 WBGT と熱中症患者発生率の関係）からも暑さ指数 (WBGT) が 28°C (厳重警戒) を超えると熱中症患者が著しく増加する様子が分かる。

(出典 8 環境省 热中症予防情報サイト、暑さ指数(WBGT)について)

② 確認するタイミング

グラウンド・体育館での活動（授業、部活動）を開始する前に、「環境省熱中症予防情報サイト」で暑さ指数を確認し、学校の WBGT 測定器で定期的に暑さ指数を測定すること。

体育の授業や運動部の部活動以外の、文化部の屋外活動等の場合も同様とする。

③ WBGT 測定器（熱中症アラーム）の使用方法

3. 暑さ指数(WBGT)を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指數 (WBGT) (°C)	参考 気温 (°C)	注意すべき 生活活動の 目安	日常生活こ おける注意 事項	熱中症予防運動指針 ^(注1)	本校の対応
31以上	35以上	すべての生活活 動で起こる危険 性	高齢者においては安 静状態でも発生する 危険性が大きい。外 出なるべく避け、涼 しい室内に移動す る。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合は中止すべき。	体育、休み時間等 の活動の全てを中 止。
28~31	31~35		外出時は炎天下を避 け、室内では室温の 上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動 や持久走など体温が上昇しやすい運動は 避ける。10~20分おきに休憩を取り水分・ 塩分の補給を行う。暑さに弱い人 ^(注2) は 運動を軽減または中止。	活動量が多い内容 時は事前に管理職 に報告し、実施負 荷を決定。休み時 間も状況に応じて 外出禁止。
25~28	28~31	中等度以上の生 活活動で起こる 危険性	運動や激しい作業を する際は定期的に充 分に休息を取り入れ る。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩 を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい 運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	体育時は適宜休憩 を入れる。休み時 間も状況に応じて 放送等で水分補給 喚起。
21~25	24~28	強い生活活動で 起こる危険性	一般ごく危険性少ないが激しい運動や重 労働時には発生する 危険性がある。	注意(積極的水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性 がある。熱中症の兆候に注意するとともに、 運動の合間に積極的に水分・塩分を補給 する。	児童の様子を観察 しながら状況に応じ た対応。休み時間 等は通常実施。
21以下	24未満			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険性小さいが、適宜水 分・塩分の補給が必要である。市民マラソ ンなどではこの条件でも熱中症が発生する ので注意。	体育、休み時間等 通常実施。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 *乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

4. 健康状態の確認

体調確認項目に従い、活動前後に必ず体調確認表（次頁）に記録する。

活動前後の体調確認項目と対応（例）

番号	確 認 項 目	対 応
1	欠食（朝食、昼食）あり	本人と指導者が必ず話をして 見学 or 要観察
2	頭痛あり	
3	腹痛、吐き気あり	
4	胸痛、息苦しさ（呼吸困難）あり	
5	寝不足、疲労感あり	
6	体調不良による保健室利用あり	自宅で休養

熱中症発生時の役割分担

担当区分	主担当	主担当不在の場合	
		職員室在室職員	管理職
熱中症患者対応	養護教諭	職員室在室職員	管理職
患者対応補助	職員室在室職員	管理職	
救急車要請	事務職員	管理職	
救急搬送付添人	養護教諭	職員室在室職員	管理職

処置に必要な物品の保管場所

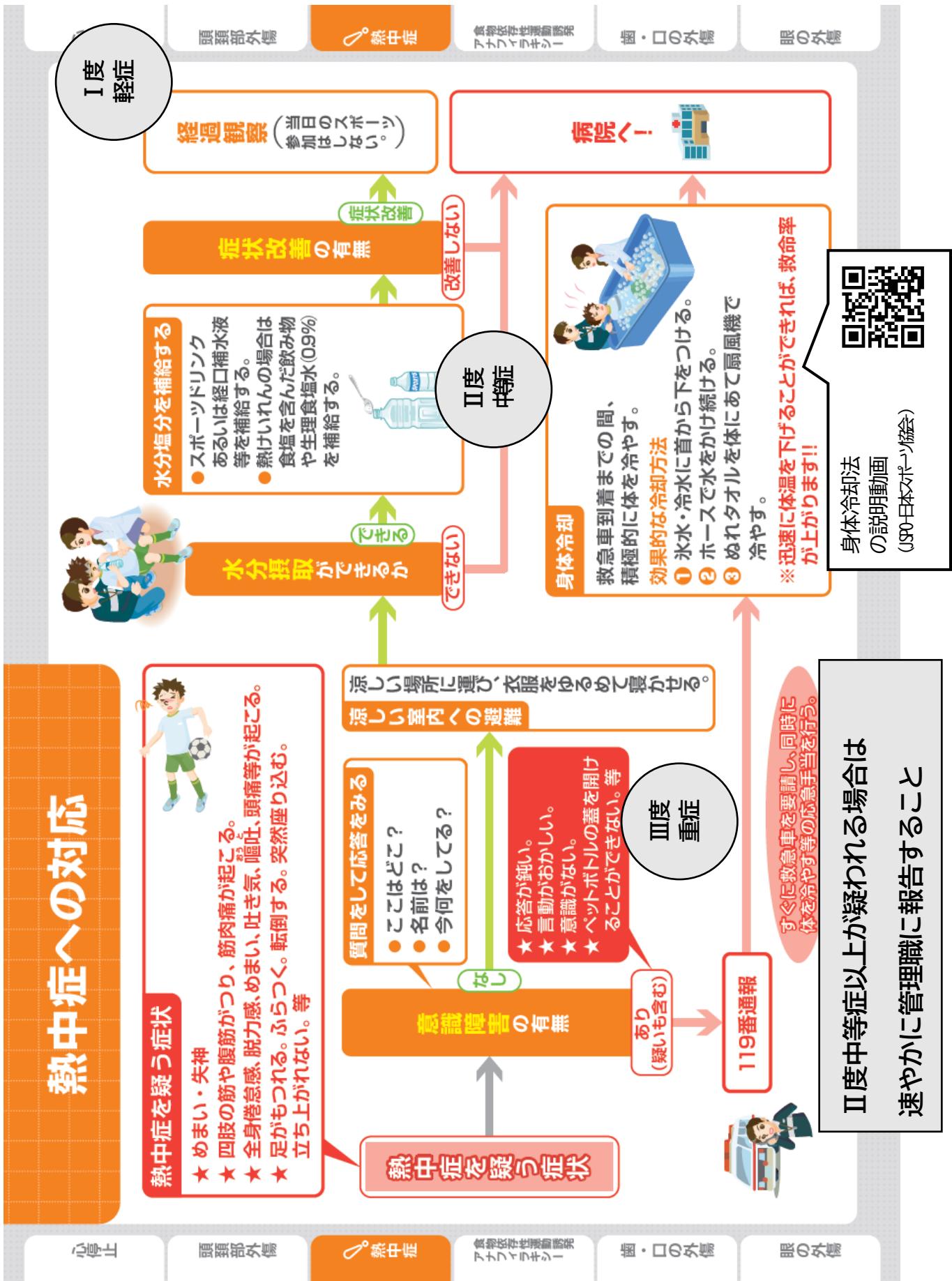
水分補給	保健室、事務室
塩分補給	保健室
冷却剤、氷のう	保健室

活動前後の体調確認表

*	日付	月 日(月)		日(火)		日(水)		日(木)		日(金)		日(土)		日(日)	
*	WBGT	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
*	気温	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
*	湿度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															
対応															
確認者氏名															
確認者氏名															

※ 6に当てはまる場合は自宅で休養する。

5. 応急手当フロー



熱中症への対応

- 熱中症は暑熱環境で生じる障害の総称で、熱失神、熱けいげん、熱疲労、熱射病等の病型があります。
- (1) 热失神：血管の拡張と下肢への血液貯留のため脳血流が低下して起るもので、めまい、失神等の症状がみられる。
 - (2) 热けいげん：大量の汗をかき、水分や生理性食塩水等を補給すれば回復する。
 - (3) 热疲労：涼しい場所に遊び、衣服をゆるめて寝かせ、水分と塩分を補給すれば通常は回復する。
 - (4) 热射病(重症)：体温調節が破綻して起り、高体温(40°C以上)と種々の程度の意識障害(見当識障害から昏睡まで)が特徴。肺等の全身の多臓器障害を合併し、死亡率も高い。
- 脱水者が背景にあることが多い、体温緩和法(DIC)、脳、肝臓、腎臓、心臓、急速やかに熱射病は死の危険が迫った緊急疾患であり、救急車を要請し、速やかに熱射病の予後は高体温の持続時間に左右されるため、現場での冷却処置が重要です。



(出典9 独立行政法人日本スポーツ振興センター、スポーツ事故対応ハンドブック)

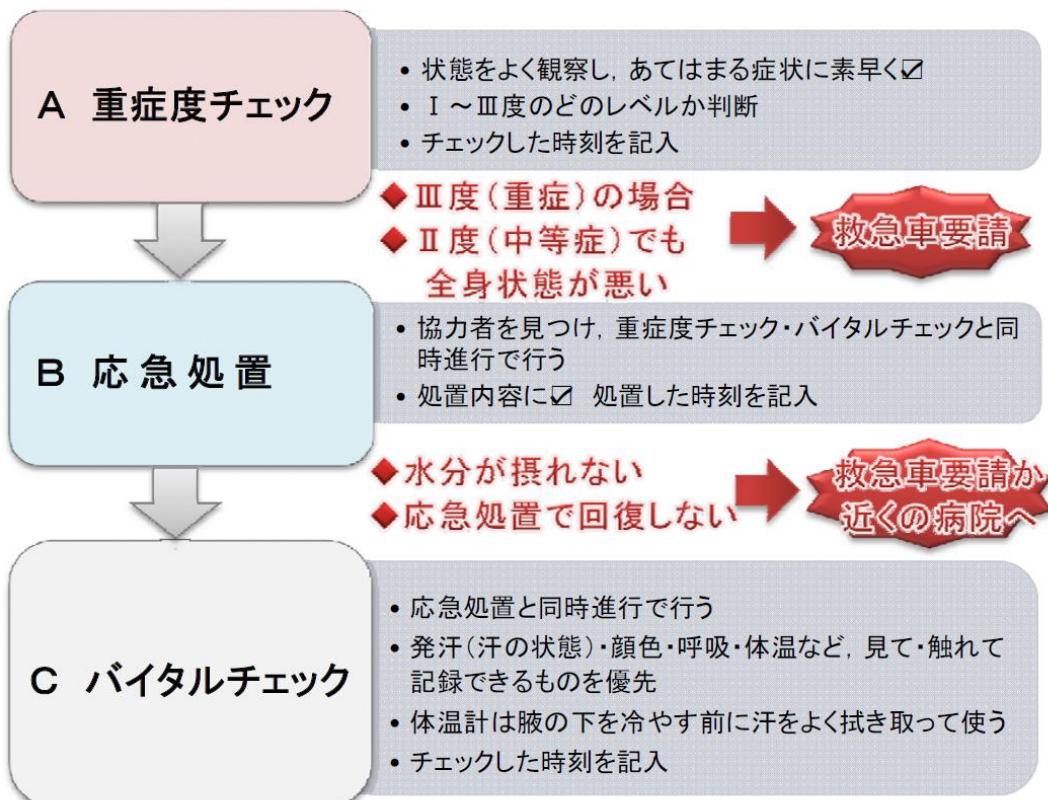
熱中症チェックシート

年/月/日(曜)	学年/組	名 前	年齢	性別	記録者名	
/ / ()				男・女		
A 重症度チェック		*当てはまる症状に□	時 分	時 分	時 分	備考・メモ
Ⅲ度 重症 ↓ 1つでも症状があれば 救急車要請 ↓ 救急車到着まで B 応急処置へ	意識障害 全身のけいれん, ひきつけ 立ち上がりれない 足がもつれる, まっすぐ歩けない, 転倒する	意識がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※その他の症状や程度など余白に記入
		意識もうろう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		意味のない発語, 発声	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		簡単な質問に答えられない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	Ⅱ度 中等症 ↓ 水分が摂れない、または応急処置で回復しなければ 救急車か病院	自力で水分が摂れない 全身倦怠感 (だるい, しんどい, ぐったり) 虚脱感・脱力感 (体に力が入らない感じ) 頭痛 吐き気, 嘔吐	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
I 度 軽症 ↓ 応急処置で回復しなければ 家庭連絡 受診を勧める	めまい, 立ちくらみ 足がつる, 手足がしびれる 筋肉のけいれん (お腹がキリキリ痛む等) 不快感 (気持ち悪い, ポーっとする, 不機嫌)	めまい, 立ちくらみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		足がつる, 手足がしびれる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		筋肉のけいれん (お腹がキリキリ痛む等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不快感 (気持ち悪い, ポーっとする, 不機嫌)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 応急処置		*処置した内容に□	時 分	時 分	時 分	備考・メモ
処置内容	1.日陰やクーラーの効いている室内に移動 2.休養 (顔色が悪ければ足を高くする) 3.可能な範囲で衣服を脱がせる, ゆるめる 4.氷のうで動脈の上を冷やす (首の両わき, 腕の下, 両足のつけ根) 5.出ている皮膚に水をかけたり, 濡れタオルを掛けて扇風機やうちわなどであおぐ 6.水分補給 (冷たいスポーツドリンク, 0.2%食塩水, 経口補水液)	1.日陰やクーラーの効いている室内に移動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※他の処置 4. 片方の腋の下は, 冷やす前に体温を測る。 6. 意識障害がある場合は, 誤嚥の可能性があるため無理に飲ませない。
		2.休養 (顔色が悪ければ足を高くする)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3.可能な範囲で衣服を脱がせる, ゆるめる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4.氷のうで動脈の上を冷やす (首の両わき, 腕の下, 両足のつけ根)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5.出ている皮膚に水をかけたり, 濡れタオルを掛けて扇風機やうちわなどであおぐ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6.水分補給 (冷たいスポーツドリンク, 0.2%食塩水, 経口補水液)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		C バイタルチェック	*当てはまる番号を記入	時 分	時 分	
発 汗	0.なし 1.少し(あった) 2.多い(多かった) 3.止まらない				※計測値も記入 ただし、緊急時や計測できないときは省略可	
顔 色	0.正常 1.紅潮 2.蒼白 3.チアノーゼ(唇が青紫)					
呼 吸	0.正常 1.速い 2.遅い 3.不規則					
体 温	0.正常 1.体に触ると熱い 2.高体温 (°C)		°C			°C
脈 拍	0.正常 1.速い 2.遅い 3.不規則 (/分)		/分			/分
血 壓	最高 / 最低 (mmHg)		/			/
その他の要因	寝不足・疲労・肥満傾向・不規則な生活・栄養不足・水分・塩分補給不足・月経中・()					
発生場所	発生時の活動内容		発生時の状況			
屋内・屋外	学習・運動・その他		天気	温度	湿度	WBGT
	具体的に:			°C	%	°C
その他参考となる事項						

(出典10 「熱中症チェックシート」弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会)

チェックシートの使い方

—熱中症を疑った時のABC—



□観察時刻

チェックした時刻、応急処置した時刻を記入。症状に変化があれば、その時刻を記入。

□その他の要因

聴き取れる範囲、わかる範囲で、選択。

□発生時の状況

聴き取れる範囲、わかる範囲で、発生時刻、活動内容、場所の状況、温度や湿度等を記入。

□その他参考となる事項

記録として残したいこと、その後の経過等を記入。

◆受診が必要な時

チェックシートは、医療機関に搬送する場合、情報として提供することができます。

学校医	(TEL)
近くの医療機関	(TEL)
休日・時間外診療案内	(TEL)

●注意… このチェックシートは、熱中症様症状が見られたときの重症度・緊急性の判断や対応、応急処置、記録等を行うためのものです。
熱中症の症状や進み方は個々によって異なります。医師の診断とは異なる場合もありますのでご留意ください。

熱中症チェックシート（2014年7月改訂）

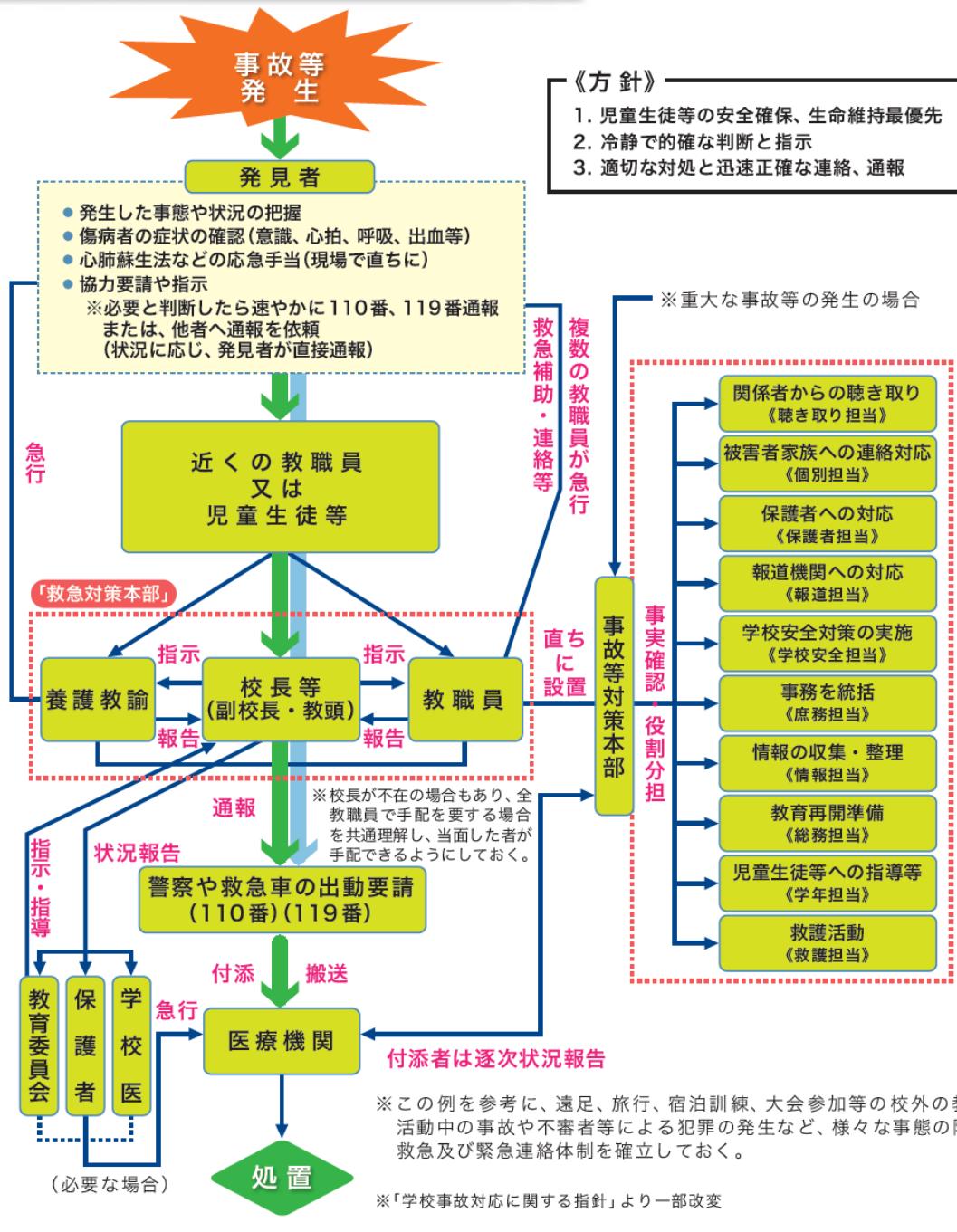
《作成》 弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会 《協力》 弘前大学教育学部教育保健講座

6. 緊急連絡フロー

報道発表を要するなどの必要に応じて、教育委員会へ報告すること。

優先度は 119番 > 110番

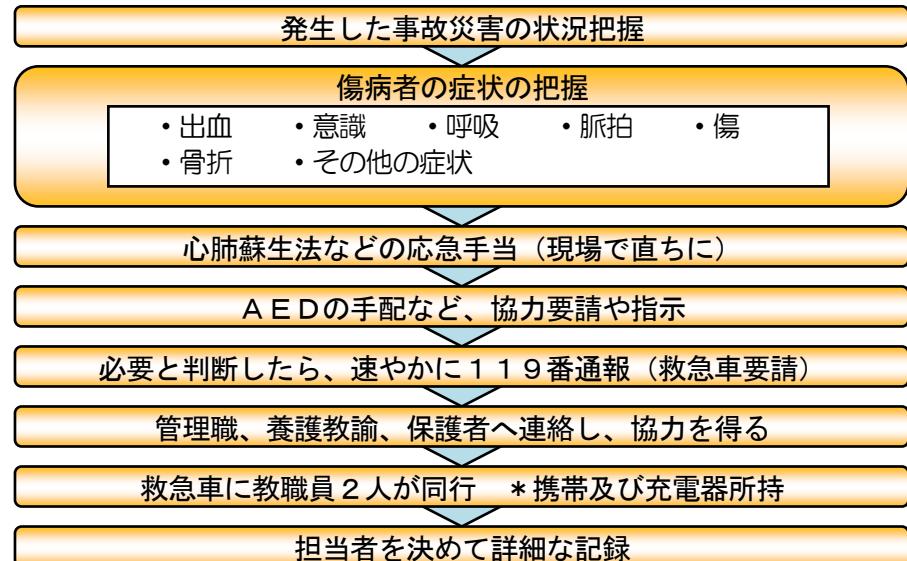
事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



(出典 11 文部科学省、学校の危機管理マニュアル作成の手引)

救急救命体制

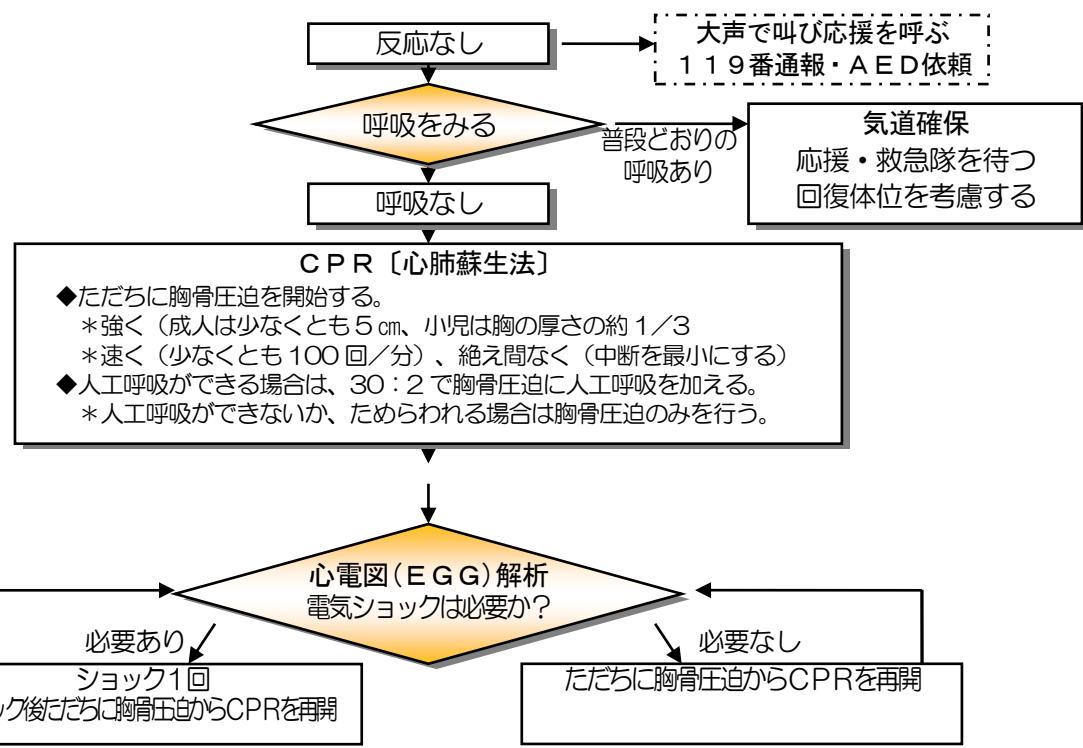
救急救命の手順



救急車の要請基準

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ・意識喪失を伴うもの | ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等） |
| ・痙攣が持続するもの | ・多量の出血を伴うもの |
| ・骨の変化が見られるもの | ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの |
| ・広範囲の火傷 など | |

一次救命処置



“ 強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！ ”

救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的のあるしぐさが認められるまでCPR（心肺蘇生法）を続ける。

救急連絡体制

救急車の要請

- ◆宇部消防署 21-6111 (または119)
◆宇部警察署 22-0110 (または110)

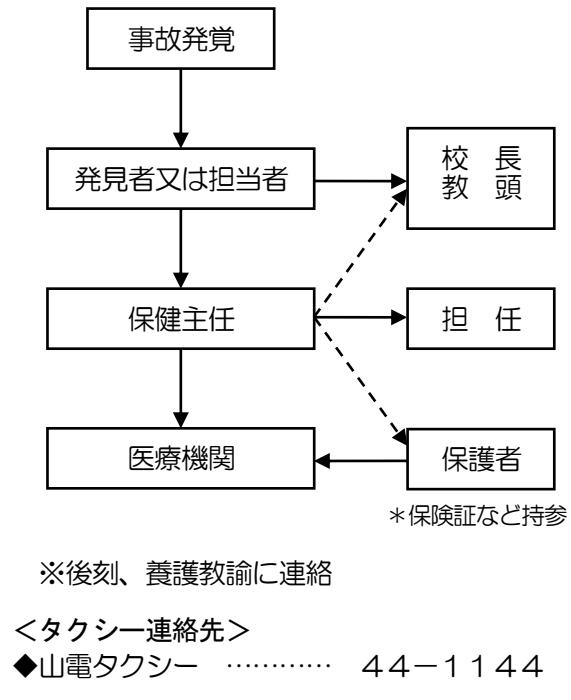
救急車要請基準

- ・心停止、呼吸停止の状態
- ・意識障害がある状態
- ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等）
- ・けいれんが持続する状態
- ・激痛が持続する状態
- ・多量の出血や骨の変形を伴う状態
- ・大きな開放創がある状態
- ・広範囲に火傷を受けた状態 等

救急車への通報事項

- ①目的地 宇部市上条4-4-1
藤山小学校 正門に
「氏名 ○○ ○○」
「男子 ○○歳(○年生)」
- ②だれが
③どこで 体育館で
④どこを 頭を強く打って
⑤どうした 意識がない
⑥通報者名 ○○ ○○ (自分の名前)

養護教諭不在時の対応



学校医等

診療科目	病院名及び医師等	電話番号	診療日、休診日等
小児科	竹川小児科 竹川 剛史	0836 41-3100	木曜日午後休診
眼科	黒石眼科 永谷 建	0836 21-4060	木曜日午後休診
耳鼻咽喉科	野中耳鼻科 野中 隆三郎	0836 21-6006	土曜日午後休診
歯科	文京台デンタルクリニック 梶井 泰樹	0836 21-2222	木曜日 終日休診
歯科	梶井歯科 梶井 智泰	0836 32-1658	木曜日終日休診
整形外科	ひうら整形外科 日浦 泰博	0836 43-6611	木曜日午後休診

■救急時記録表

記録者〔 〕

傷病者	年	氏名	性別
発生日時	年月日曜時分頃	発生場所	
事故発生状況	何をしていたか		
	どうなったか		

救急車手配時刻	時 分	救急車到着時刻	時 分
救急車同乗者氏名		家庭連絡時刻	時 分

※事故発生直後の状態

意識	はっきり・ぼんやり・意識なし			※参考:意識障害のレベルⅢ-9度方式()
ショック症状	なし・あり: 顔面蒼白・冷汗・あくび・その他()			
出血	なし・あり: 大量・少量・部位()・その他()			
呼吸	回/分	正常・異状: 頻呼吸・徐呼吸・いびき・その他()		
脈	回/分	整・不整: 頻脈・徐脈・微脈・その他()		
体温	℃	血圧	/	mmHg
顔色	正常・異状: 潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他()			
瞳孔	正常・異状: 瞳孔拡大(4mm以上)・瞳孔縮小(2mm以内)・左右不同・その他()			
その他	斜視・眼球の律動的運動・その他()			
けいれん	なし・あり: 部位(全身・手足)・持続時間()程度 舌をかんで出血・あわをふいている・その他()			
疼痛	なし・あり: 部位()・程度()・その他()			
外傷	なし・あり: 部位()・程度()・その他()			
手足	麻痺・しびれ・骨折の部位()・変形の有無・その他()			
その他	嘔吐・失禁(便・尿)・不穏・その他()			

自覚症状	吐き気・視力低下・複視(ものが2重に見える)・その他()
------	-------------------------------

処置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物除去
	保温・冷やす・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ
	その他()

報道機関への対応～記者会見の開催～

日時・場所の決定	<p>□市教育委員会へ連絡・相談し、決定</p> <p>□開催時間・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時 間：児童への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯 ※可能であれば、報道の締切時刻に配慮 <ul style="list-style-type: none"> <午前の場合> 9：30までに開催 → 曇のニュース・夕刊で報道可能 <午後の場合> 15：30までに開催 → 夜のニュース・朝刊で報道可能 ・場 所：児童が校内にいる時間帯は校外で開催
報道機関への連絡	<p>□管内の幹事社へ電話・FAX等で連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の報道機関だけに連絡しないこと。 (管内の幹事社) <ul style="list-style-type: none"> ・新聞社と放送局を分けてある場合が多い。不明の場合は、いずれかの報道機関に問い合わせて確認する。
事前準備	<p>□校長説明資料・配布資料・想定問答</p> <p>□役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付（社名・記者名・連絡先の記入） → 事務室 ・司会（説明会全体の進行） → 教頭 ・説明（自己紹介、事件・事故への謝罪や所感、決意表明、事件・事故等の概要、これまでの学校の対応、今後の対応） → 校長 ・記録・録音（説明内容、社名・記者名、電話番号、質問内容等） → 教務主任 ・助手（メモ渡し、データ等の確認手配） → 教務主任 <p>□市教育委員会の関係者への同席依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者会見の際の説明、回答等、事前に役割分担
記者会見	<p>□進行次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 概要説明等 <ol style="list-style-type: none"> はじめに（自己紹介、校長の事件・事故への謝罪や所感、決意表明等） 事件・事故等の概要（警察発表が基本、個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明） これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明） 今後の予定（緊急保護者会、学校再開、児童のケア、次回会見予定等） 質疑応答 <p>□説明の際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。 ・謙虚な姿勢でわかりやすく説明する（一問一答を基本に） ・当該児童やその保護者の責任を問うことはしない。 ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。 <p>□質疑応答の際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。予想しなかった質問や、学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。場合によって、「確認した後でコメントさせてほしい」と即答を避ける。 ・背景や原因にかかわることは慎重に発言する。 ・意見や感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。 ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。 ・失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。 <p>□記者会見終了後の対応の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関によって話す内容を変えない。

＜報道機関への対応のポイント＞

- ポイント1** 報道機関の背後には、多くの県民・国民の目や耳があることを認識し、感情的に反発したり取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に誠意をもって迅速に取材対応する。
- ポイント2** 個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。
- ポイント3** 電話・来校による取材・問合せ等の対応窓口を一本化する。

事後評価と学校再開の準備

ポイント1

安全確認を徹底する。

- 今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、市教育委員会、病院、関係機関等と安全確認を行う。
- 安全確認後、早期に通常の学校教育活動に戻れるように準備する。
- 危機管理チームの活動はその後も継続し、各班の業務等は適宜見直す。

ポイント2

事後評価に取り組む。

- 危機管理チームは、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。
- 事案に応じて、学校保健安全委員会や学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する。
- 改善点や再発防止策に基づいて、学校保健安全計画や危機管理マニュアルを見直す。

ポイント3

学校再開への準備に取り組む。

- 市教育委員会、病院、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。
- 教育再開に向けて以下の準備を行う。
 - 校内や通学路等の安全確保
 - 衛生管理、安全点検
 - 教室など、学習場所の確保
 - 教材、教具など、学習用具の確保
 - 指導体制の整備
 - 学習指導計画の作成
- 各家庭の被害状況に応じて、児童に必要な支援を行う。

留意点

- 緊急事案発生時には、市教委、病院、関係機関等とも継続的に連携し、中・長期的な事後対応を行う。
- 特に、児童本人と保護者の立場に立って、継続的な支援に取り組む。
- 再発防止策を明確にし、実行する。

■児童と保護者との心のケア

ポイント1

緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。

- 事案発生時に児童の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。
- 日頃から校内コーディネーターや養護教諭を中心に、学校医、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。
- 児童に退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携して支援する。
- 重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になるため、学校医、専門機関等と連携し、相談活動に取り組む。
- 重大事案発生時は、状況に応じ、市教育委員会を通じ、CRTの支援を要請する。

ポイント2

緊急時は、ケア会議を開催して支援する。

- 構成メンバー：校長、教頭、教務主任、校内コーディネーター、担任、養護教諭
臨床心理士等の専門家、病院等の関係機関担当者等
- 主な内容：被害評価と应急対応（学級への指導、個別相談等）の計画
保護者と担任、校内コーディネーター等との連携促進
臨床心理士等の専門家や病院等の関係機関との相談、連携

ポイント3

被害評価は、以下の項目により、児童の一覧表を作成し確認する。

- けがや入院はないか。
- 事案発生現場を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等）
- 被害者、加害者との関係性はないか。（親友、友人、同じ部活動等）
- 事件前から、悩み等を抱えていなかったか。
- 事件後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象で変わったところはないか。

ポイント4

共感的理解に基づき対応する。

- 日常の観察、保健室の来室状況、保護者からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。
- 児童に対して、常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、学級で語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。
- 状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。

III その他

緊急時(大規模災害被災等)の引き渡しマニュアル

1 目的及び実施の理由

- ① 児童の安全が確保できない恐れがある非常災害が発生した場合、臨時下校に伴い児童の迎えを保護者に要請し、児童を安全に保護者に引き渡すため。
- ② 大規模な地震の後、東日本大震災や熊本地方地震のような余震が続いた場合、児童の登下校が心配されるため。

2 引き渡しのめやす

[地震]

- 宇都宮において、震度5弱以上の地震が発生した場合
ただし、震度4以下であっても、交通機関の乱れなどにより保護者の帰宅困難が予測される場合や、保護者からの届けがある児童は学校で待機させ、引き取りを待つこととする。
- 内閣府から大地震に対して「警戒宣言」が出された場合
- 通学路や家屋に損傷がみられ、下校が難しいと判断される場合

[火災]

- 校舎が激しい火災に見舞われた場合

[水害]

- 通学路が洪水等により、通行することが危険な場合

[不審者の侵入等]

- 校地・校舎内に不審者が侵入し、児童・教職員に危害が及んだとき、若しくは及ぶ恐れがある場合
- 学区内に不審者が出没し、実害や児童に危害が及ぶ事態が予想される場合

[その他]

- 学校長が引き渡しを必要と判断した場合

以上のような場合には、メール配信を利用して、家庭へ連絡をし、引き渡しを行う。ただし、災害時となると以下のような場合が考えられる。

“メール配信による情報が入ってこない場合”

- ① まずは、近隣の本校に在籍する家庭に確認する。
- ② 情報が不十分で、不安な場合は学校へ来校していただき、状況の確認をする。

3 地震時の家庭での対応

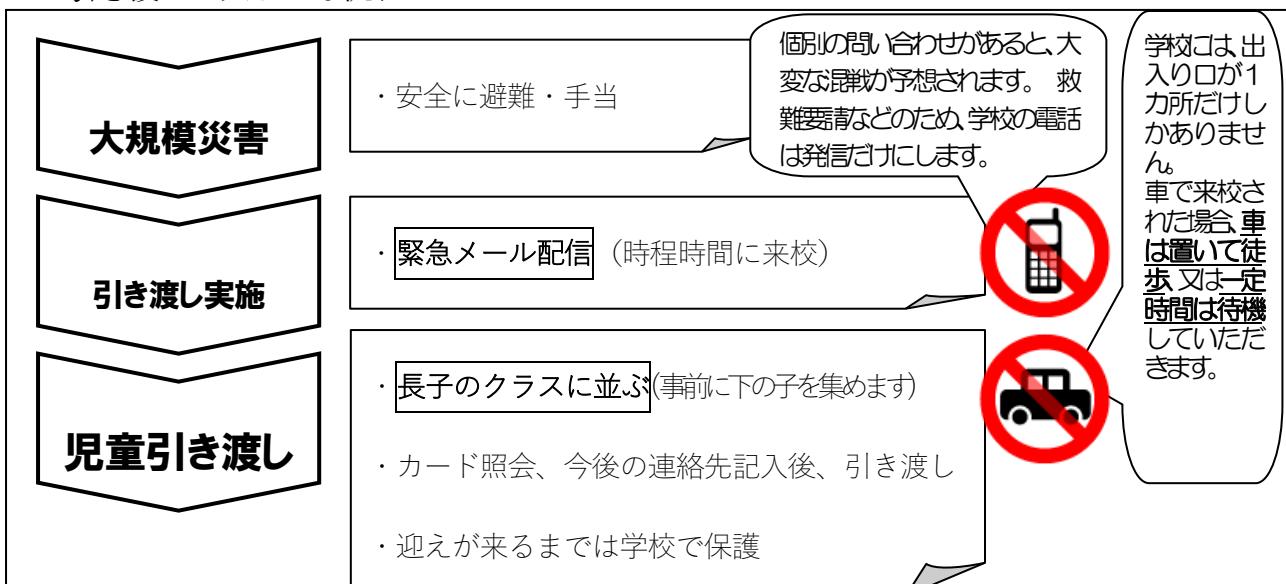
- 登校前に、震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ 自宅待機
 - ・ 学校等に被害がないことが確認でき、配信が可能な場合、メール配信により、授業再開の連絡。児童は、必ず学校からの連絡を受けてから登校させる。その際、保護者の方の引率をお願いする。
- 登校中に、震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ 保護者は、原則徒歩にて、児童の存在を確認しながら、児童を迎えて来る。その後の予定については、メール配信等にて、お知らせする。なお、地震発生時に学校にいた児童については、引き渡し手順に従って引き渡しを行う。
- 授業時に、震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ 児童の受け取りに来校をお願いする。なお、保護者より提出された「**引き渡し確認票**」(児童基本調査)の受取人の欄に書かれた方に児童を引き渡すので、来校者を児童本人に確認させ引き渡しを行う。
- 下校中に、震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ 下校直後ならば、本校職員が児童を学校に連れ戻し、引き渡し手順に従って引き渡しを行う。下校後、時間が経過していたならば、職員が電話連絡もしくは家庭訪問をし、児童の安否確認をする。保護者の方も児童の安全が確認できたなら学校へ連絡する。
 - ・ 児童には、登下校中に建物が倒壊する大きな揺れの場合は、学校に避難するよう指導する。

- 校外学習中において、震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ 学校に戻ることができる場合、学校にて引き渡しを行う。
 - ・ 学校に戻ることができない場合、現地にて引き渡しをするか、その後の対応をメール配信等にてお知らせる。
- 休日中に、震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・ メール配信等にて、登校日の前日もしくは当日朝、登校・休校・登校時刻の変更をお知らせする。近年、毎年のように県内外においても、大規模な災害や凶悪な事件が発生していることから、あってはならないことであるが、学校にいるときに緊急な事態が発生した場合、安全確保はもちろん、より安全で確実・円滑な児童引き渡しが大変重要となる。

4 「引き渡しリスト」の作成手順

- ① 各家庭において登録者をきめて、『引き渡し確認票』（児童基本調査）に記入する
- ② 登録者の1番は、できるだけ保護者にする。
- ③ 2番以降は、保護者、親族、知人で記入する。
- ④ 登録者は、児童が顔の分かる方にする。（児童と引き合わせ時に確認する）
- ⑤ 『引き渡し確認票』（児童基本調査）を学校へ提出する。
- ⑥ 学校で引き渡しリストを作成する。

5 引き渡しの大まかな流れ



6 各家庭にお願いしたいこと（年度初め配布文書例）

○ 学校で責任をもって、最も安全な方法で避難します。点呼等が終わり、体制が整いましたら、児童の引き渡しをしますが、車でのお迎えは原則禁止します。もし車で来校されても、車を置いて徒步で避難、もしくは一定時間は外に出ることはできません。本校では車両の出入り口が一ヵ所だけのため、周辺道路の大渋滞を引き起こし、緊急車両の妨げになる可能性が大きいからです。また、保護者と事前に登録された方のみに引き渡します。

① 通信手段・電気・水道などが通じる場合

【緊急メール】等で状況と、引き渡し時間をお知らせします。ホームページもご覧ください。（更新できないこともあります）また、電話による学校への問い合わせは、児童の安全最優先のため人員を割けませんので、一切受け付けません。

災害の程度にもよりますが、早くても発生後30分過ぎてから引き渡しを始めます。

② 通信手段・電気・水道などが通じない場合

災害発生後60分過ぎてから引き渡しを始めます。余震や信号機の消灯・道路の寸断などが考えられますので、安全にはご注意の上、ご来校ください。

○ その他

- ・誰が迎えに行くのか、落ち合う場所、連絡の取り方などの決めごとをお子さんと話し合っておいてください。（災害伝言板なども実際に操作練習させてみてください）

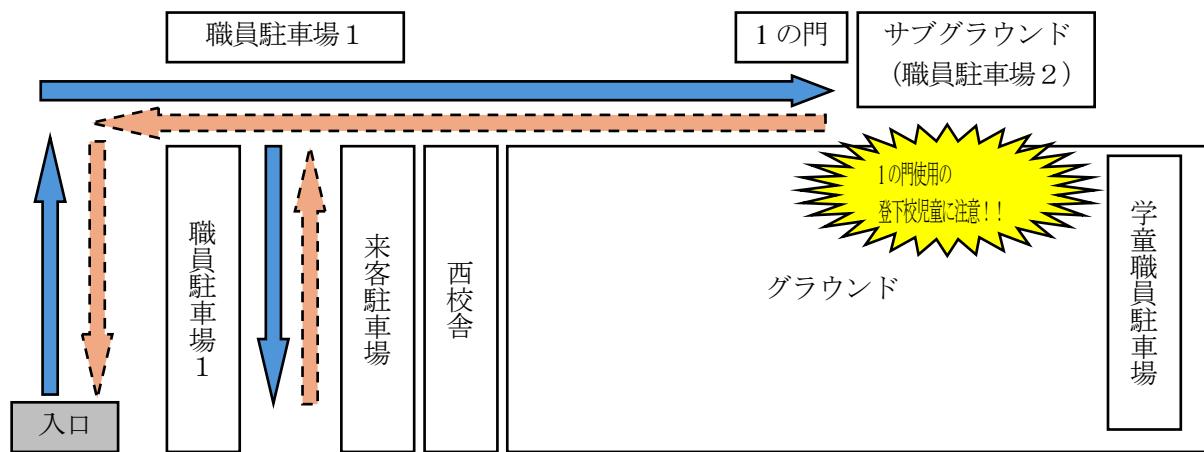
- ・平素より安全な登下校について、児童に指導しておりますが、児童だけで登下校中の避難については、今一度家庭でも指導をお願いします。また、ぜひ一緒に歩かれて、安全な場所などをご確認ください。（少しでも広い・高い場所への避難 近くの大人へ助けを求める）

- ・ライフラインが途切れるケースでは、飲み水・ラジオ・懐中電灯・毛布・非常食などが必要になります。提供いただける方は本校が避難場所となった際にはご持参ください。

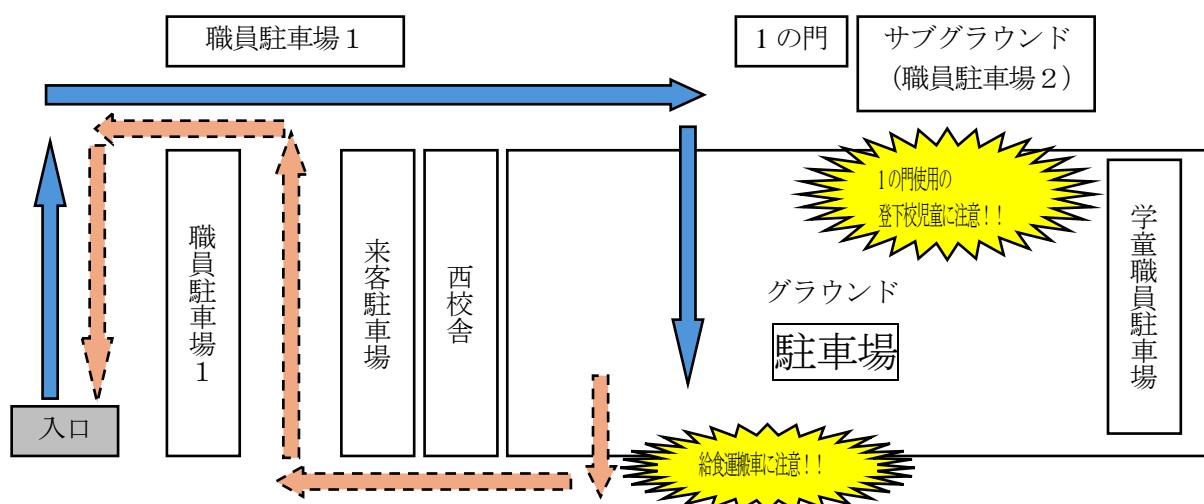
- ・本校は「避難所」です。必要時は市や自主防災会と連携しながら運営していきます。

校地内での車両通行の動線及び注意点

■ 通常時



■ グラウンド駐車場解放時



■ 屋外活動時のきまり及び通信手段

■ 屋外活動時のきまり

- ・グラウンドで活動し、駐車場及び中庭（目が届かないため）では児童だけで活動しない。
- ・帽子をかぶって活動する。
- ・気温が高い時には適宜水分補給ができるように、水筒等を持参する。
- ・ボールの使用は、各学級に配付されたボールを使用する。
- ・雨天時及び熱中症警戒アラートが出ている場合は、活動しない（中止を示すコーン確認）
- ・知らない植物や生き物になるべく触れない。
- ・校外学習時は指導者の注意をよく聞き、勝手な行動はしない。
- ・校外学習時は、指導者は校外学習届を提出するとともに、事前に経路を確認しておく。

■ 通信手段

- ・引率者は自身の携帯電話を持参する（緊急時の通信以外は使用しない）。
- ・児童の体調不良時は速やかに学校に連絡し、救急要請をする。
- ・事故時は救急車及び警察への連絡を行うとともに、学校にも一報入れ、対応を要請する。

緊急時の市教委連絡先

■児童に関する事態

- ・児童の事件・事故
- ・学校における事件・事故

校長等

学校教育課

0836-34-8611

■教職員に関する事態

- ・教職員の事故・不祥事

校長等

学校教育課

0836-34-8611

■火災・自然災害に関する事態

- ・学校施設・設備等の被害

校長等

教育施設課

0836-34-8606

緊急的な災害、事件事故等の発生時

事 案	平 常 時 の 連 絡 窓 口	2 4 時 間 対 応 の 連 絡 窓 口
学校における事件・事故		
児童の事故	学校教育課 0836-34-8611	
学校での盗難事件		
薬品・劇薬物盗難等事件		
児童の事件		
児童の問題行動等 (いじめ・自殺等)	学校教育課 0836-34-8611	学校教育課 0836-34-8611
学校保健関係 (食中毒・インフルエンザ ・コロナウイルス感染症等)	学校教育課 0836-34-8611	
体育指導中の重大事故等	学校教育課 0836-34-8611	
学校施設被害 (自然災害、火災発生等)	教育施設課 0836-34-8606	学校教育課 0836-34-8611
風水害等に伴う休校等	学校教育課 0836-34-8611	
教職員の交通事故・不祥事	学校教育課 0836-34-8611	
教職員の死亡等 (死亡、重篤な負傷・疾病、 行方不明等)	学校教育課 0836-34-8611	

各種報告書等様式

学校事件・事故報告(速報)

教育委員会・学校名	宇部市立藤山小学校	発信者	
発信日時	令和 年 月 日()	午前・午後	時 分

1 件名					
2 被害者 (被災者)	学 校 名	学年	性別	氏 名	保護者氏名
	宇部市立藤山小学校				
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等					
3 加害者	学 校 名	学年	性別	氏 名	保護者氏名
4 発生日時					
5 発生場所					
6 事故等の概要					
7 学校・教育委員会の措置					
8 その他	警察への被害届	有・無			
	報道発表・取材	有・無			
	特記事項				

報告様式

宇 藤 小 第 ○ ○ 号
令和〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日

宇部市教育委員会
教育長 野 口 政 吾 様

宇部市立藤山小学校
校長 浦 野 ひ と



学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要(できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図)

校長	教頭	教務主任	主査	保健主任	担任	養護教諭	担当者

災害報告書（校内用）

回尾：保健室

被災者氏名				生年 月日	年　月　日		
住所				通学 形態			
発生日時	令和　年　月　日 (曜日)			午前・午後	時　分		
場所							
時間	授業中 (教科名：)		休憩時間	昼食後休憩時間	放課後		
	学校行事 ()		その他 ()				
災害発生状況							
事後の処置や その後の対応							
初診年月日	令和　年　月　日 ()			医療機関名			
初診付添者							
受診結果	傷病名 () 縫合：有・無 院外処方：有・無			X線撮影：有・無 内服処方：有・無 調剤薬局名 ()	湿布薬処方：有・無		
	今後の受診：必要・特に指示なし・調子が悪ければ受診 その他 ()						
保護者連絡	連絡済：電話・家庭訪問・その他 ()						
その他 今後の対策 原因や問題点							

電子文書等持出許可申請書

(所属長：セキュリティ管理者) 宇部市立藤山小学校 校長 浦野ひとみ 様	所 属 名	宇部市立藤山小学校
	職・氏名	○ ○ ○ ○ ○ ○

下記のとおり電子文書等を庁外に持ち出してよろしいか。

なお、決裁の上は留意事項及び指示事項を遵守して取り扱うことを誓約します。

起案年月日	R . .	決裁年月日	R . .
電子文書名			
機密性分類			
特記事項			
持出方法			
持出期間			
持出先			
持ち出す理由			
操作機器 (電子文書を取り扱う機器の状況)	所 有 者		
	インターネット接続	無	・ 有

<留意事項>

- 「機密性分類」欄には情報セキュリティ・ポリシーによる分類を記入する。
機密性I及びIIの電子文書等は、パスワードの設定、暗号化などの漏えい防止対策を講じること。
- 電子文書等を扱う機器(パソコン等)については、OS等のセキュリティパッチやウィルス対策ソフトのパターンファイルは最新のものが適用されていること、ファイル共有ソフトがインストールされていないことなど、機器の安全性を確認すること。
- 車上荒らしなどによる盗難防止、高温、高湿や落下等による破損防止及び紛失に留意すること。
- 持出期間内に返却するとともに、電子文書等を他のコンピュータや外部記憶媒体に複写した場合は、専用ソフト等によりこれを完全に消去し、復元不可能な状態にすること。

<指示事項>

<返却確認>

返却日	確認者

※データが返却された後、返却日と返却を確認した者を記載すること。